平成25年度 神戸市事務事業外部評価委員会報告書

平成 25 年 11 月

報告

神戸市長 矢田 立郎 様

神戸市行政評価条例に基づき、神戸市の事務事業について外部評価を実施し、このたび 「平成 25 年度 神戸市事務事業外部評価委員会報告書」をまとめましたので、報告いた します。

平成 25 年 11 月 15 日

神戸市事務事業外部評価委員会 会 長 伊多波 良雄

1 はじめに

当委員会は、神戸市における事務事業評価にあたって、市長の諮問に応じ、平成 15 年度 から平成 17 年度にかけて全事務事業を対象に、平成 21 年度には「民間活力の導入」と「官 と民の役割分担」をテーマに 31 事業を対象に、また平成 24 年度は「今日的視点で改めて 外部評価が必要とされた事業」や「これまでに外部評価を実施していない新しい事業」など 14 事業を対象に、それぞれ内部評価の妥当性を検証するため外部評価を実施してきた。これらの外部評価の結果を踏まえ、市におかれては、事務事業の再構築に取り組まれるとともに、平成 23 年 2 月策定)の中に更なる民間活力の導入など改革が必要な事業を盛り込んで、現在、各事業において見直しに取り組まれている。

今年度は「神戸市行財政改革 2015」の取り組みの中間年にあたることから、これまでの外部評価の結果や急激に変化する時代の状況も踏まえてその方向性等を検証するため、外部評価を実施することとなった。特に重要な「業務プロセスの再構築」「民間活力の導入」に関する事業を中心に評価を行っている。さらなる行財政改革の適切な推進の一助とされたい。

神戸市事務事業外部評価委員会委員(50音順)

会長 伊多波 良雄 (同志社大学経済学部 教授)

清水 涼子 (関西大学大学院会計研究科 教授・公認会計士)

田中 康秀 (神戸大学大学院経済学研究科 教授)

谷沢 実佐子 (有限責任監査法人トーマツ シニアマネジャー・公認会計士)

(事務局:行財政局行政監察部行政経営課)

2 評価概要

(1) 評価対象事業

平成25年度は、平成23年度から平成27年度を計画期間とする行財政改革プラン「神戸市行財政改革2015」の中間年であることから、計画の適切な進捗を図るため、市の諮問に応じ計画項目の「業務プロセスの再構築」「民間活力の導入」「事務事業の最適化」から19事業を対象として実施した。

(2) 評価の視点と基準

「神戸市行政評価条例」に基づく、時代適合性、補完性、効率性、有効性の4つの視点を基本として、特にこれまでの事務事業外部評価の結果とそれを踏まえた取り組み、制度改正等による官民の役割分担の変化を見据えた対応といった部分を検証して、各事業における平成27年度までの取り組みの方向性(目標)とその達成見込みについて総合的に評価した。

取り組みへの評価は以下の4段階評価とした。

[積極的な取組実施] ・・・・・ 目標設定とその達成に向けた取り組み姿勢、その結果

見込まれる状況が積極的に評価できる

[概ね十分] ・・・・・・・・・・・ 取り組みの方向性は十分であり、その達成見込みにつ

いても概ね評価できる

[やや不十分] ・・・・・・・・・ 取り組みの方向性又はその達成見込みについて、十分

とは言えない

[不十分] ・・・・・・・・・・・・・ 取り組みの方向性について不十分であり、見直しが求

められる

(3) 評価の実施方法

評価結果を出すまでの活動として、神戸市の事業担当課が作成した事務事業評価シートに基づき、作成責任者(課長級)等から3~4人の委員による公開ヒアリングを実施した。

公開ヒアリング終了後、市民アンケートの結果も参考としながら、当委員会として委員間で意見交換を行い、合議により評価結果をまとめた。

ア ヒアリング・会議の公開による実施

平成24年度に引き続き、透明性向上を図るためヒアリングはすべて公開で実施した。 公開ヒアリングは、1事業につき約40分(説明15分、質疑25分)とし、傍聴者は、 傍聴要領上10名となっているところ、原則20名に拡大した。

イ 市民アンケートの実施

当委員会の評価にあたって参考とするため、広く市民の意見を募るため市民アンケートを実施した。

まず、公開ヒアリング会場で「傍聴者アンケート」を配布して、傍聴者からも積極的に意見をいただくとともに、神戸市のホームページ上でも、同様の内容でWebアンケート(ヒアリング終了後~10月31日まで)を実施した。

アンケートの回答状況は、9ページのとおりである。今回のアンケートについては、 提出された意見は非常に少数であったため実施方法に課題が残った。

(4) 委員会の活動経過

7月26日 第1回事務事業外部評価委員会の開催(実施計画の決定等)

10月11日 4事業の公開ヒアリング(伊多波委員、田中委員、清水委員、谷沢委員)

10月16日 5事業の公開ヒアリング(伊多波委員、田中委員、清水委員、谷沢委員)

10月17日 9事業の公開ヒアリング(田中委員、清水委員、谷沢委員)

10月18日 2事業の公開ヒアリング(伊多波委員、田中委員、清水委員、谷沢委員)

11月14日 第2回事務事業外部評価委員会の開催(評価の決定)

11月15日 報告書を神戸市長に提出

3 評価結果の総括

※事業ごとの評価結果一覧は8ページに掲載 ※事務事業評価シートは13ページ以降に掲載

このたびの外部評価は、「神戸市行財政改革 2015」に掲げる目標に対する達成状況についての評価を行ったわけであるが、総じて取り組みに対する内部評価と当委員会の評価の間に乖離が見受けられた。

その原因としては、改革の目標設定において、本計画自体は平成27年度までの計画であるものの、最終的な目標をどのように設定し、中長期的な視点から計画的に取り組めているか、またその取り組みに対する検証をどのように行えているかという部分での意識の違いに起因しているものと思われる。

また、事業の必要性と、事業の実施主体がどうあるべきかを分けて分析されていない事務事業も散見された。内部評価にあたっては、そもそもその事業は必要なのか、必要ならばその実施を民間が担うことはできないか、事業の内容や性格に照らして地方公共団体が自ら実施すべき場合には、どういう理由で民間に委ねることができないのか(例えば、法令上の制約、コスト比較等)を、明確に説明することが求められる。

「業務プロセスの再構築」「民間活力の導入」が主なテーマとなっている対象事業であったが、当委員会の見解としては、さらに民間活力の導入の余地があると判断する事務事業が多かった。詳細については、個別の事務事業評価シートに記載した「評価理由」を参照されたい。

なお、「概ね十分」と評価した事業についても、これで十分であるということではなく、 「引き続き積極的に民間活力の導入に取り組まれることを期待する」という趣旨である のでご留意いただきたい。

4 今後の行財政改革の取り組みにあたっての留意点

以下では、このたびの外部評価を受け、今後留意いただきたい点のうち、評価対象事業も含めて、多くの事務事業に共通すると思われる指摘をいくつか列挙する。

(1)目標の設定について

- 行財政改革の取り組みであっても、それぞれの事業には基本計画等で定めた目標があるはずであり、それを達成するために何をどうしようとしているのか、有効性や効率性をどう高めようとしているのかという着地点を明確にした上で、執行体制の見直し等に取り組むべきであり、組織全体でその目標を共有することが求められる。
- 目標の設定にあたっては、事務事業に対する市民の需要・ニーズについて、共通番号制度の導入等のIT化の進展など、社会情勢の変化も踏まえた中長期的な傾向を把握する必要がある。
- 取り組みにあたっては、他都市の状況を参考とする必要があるが、調査した段階で他 都市の状況はすでに過去の取り組みとなっているため、社会情勢の変化に応じて一歩 進んだ対応をするためには、神戸市独自の判断も必要である。

(2) 官民の役割分担について

- 民間活力の導入にあたっては、まず、直営で残すべき部分について、その必要性を精査した上で、必要な体制を構築すべきである。
- 緊急時(災害対応、クレーム対応)をベースに考えると設備や体制が過剰になる。適 正な余力について検証する必要がある。
- 業務を集約化できる部分があれば民間委託の可能性も出てくる。
- 民間活力導入による効果の検討は、漠然とした観念的なものではなく、具体的なシミュレーションを行って判断すべきである。
- PFI法改正によって実現した民間事業者による提案制度や公共施設等運営権制度なども積極的に活用して、民間活力を導入すべきである。
- 民間委託等を実施した後の効果(成果)の検証が重要であり、その効果を分析することができるデータを収集することが求められる。
- 民間委託において、委託先として外郭団体を随意選定している場合には、原則的に民間企業を含めた競争入札に移行すべきである。
- 民間活力の導入の限界があるということであれば、その根拠をはっきりさせておく必要がある。

(3) 有効性の検証について

- 民間委託の結果、コスト削減につながらなかった場合にも、入札資格は必要最小限の ものとなっているか、事業内容等について民間事業者の創意工夫が発揮されるのに十 分な情報が開示されていたかなど、何らかの競争を阻害している要因がないかについ て、その理由を検証すべきである。
- 事業所等で実施している事業については、民間委託の効果を検証するためにも、本庁 で業務の全体像を把握すべきである。

(4) 効率性の向上について

- 総コストの削減だけでなく、単位あたりコストについても意識して改善すべきである。
- 直営でやり続ける限りは、どうしても単位あたりコスト削減の限界がある。
- 個別の事業ごとの効率化が限界に来た時に、同一の施策目標をもつ他事業との関連を 検証して、事業の統合や類似したプロセスの集約化などによって効率化が図れないか という観点も必要である。

(5) 市民への説明責任の観点から

○ 公開ヒアリングの趣旨を踏まえ、市民にわかりやすく業務内容を知らせるという観点 を意識すれば、評価シートや参考資料を工夫して作成することも必要になってくる。

5 おわりに

神戸市では、阪神・淡路大震災後から一貫して行財政改革に取り組み、業務プロセスの 再構築や民間活力の導入により、職員数の大幅な削減を行ってきた。これらの取り組みは 一定の評価ができる一方で、社会における官民の役割分担に関する考え方はその間にも変 化を続けており、「民間が担うことができるものは民間に委ねる」との観点から、制度改正 により、これまで公にしか担うことができないとされていた公共サービスに民間事業者の 参入が認められるようになってきている。

これまでの行財政改革の取り組みは、中長期的な視点からの明確な着地点が決まらないまま、目の前の職員数削減に囚われすぎている部分があるように思われることからも、今一度、社会の変化や市民の公共サービスに対するニーズを踏まえて、民間活力の導入に関するプラス面とマイナス面を丁寧にシミュレーションした上で、改めて明確な着地点を設定する必要があるのではないか。

改革の実施にあたっては、民間活力を導入したというアウトプット(結果)だけでなく、 それによってどれだけコストが削減でき、どのように市民サービスが向上したのか等のアウトカム(成果)も検証しながら、計画的・段階的な取り組みを行うことが求められる。

また、民間活力導入の取り組みと合わせて、業務内容に応じたフレックスタイム制の導入や、労務職員の多能化など、人事・給与制度についても柔軟に見直すことによって、さらに行財政改革を進めていくことができるのではないか。

なお、平成 21 年度の事務事業外部評価報告書でも述べたように、民間活力の導入はあくまで手段であって目的ではない。重要なのは、公共サービスによる便益を受ける市民の立場にたって「どのような公共サービスを誰がどのように提供することが、市民にとって最も幸せであるか」ということである。

少子・超高齢化社会はすでに待ったなしの現実となり、当初は震災からの復興を目的としていた行財政改革も、否応なしに次のステージに立たされている。市民の新たなニーズに応え、市民サービスの質の維持向上を図るために、不断の業務の効率化・行政コストの削減に努め、官民の適切な役割分担を図りながら、「何のための行財政改革の取り組みなのか」という目標を常に意識し、柔軟な発想でその困難に果敢に立ち向かっていただきたい。最後になるが、取り組みにあたっては、市民への説明責任をしっかりと果たすとともに、職員の意欲が喚起されるような取り組みも重要である。

事業別評価結果一覧

①「業務プロセスの再構築」

事業名	所管局	外部評価
庁舎管理業務	行財政局	不十分
電話交換業務	行財政局 市民参画推進局	不十分
税務事務	行財政局	やや不十分
害虫駆除・動物管理等公衆衛生業務	保健福祉局	やや不十分
ごみ収集業務	環境局	やや不十分
ごみ処理業務	環境局	やや不十分
道路等維持管理業務	建設局	やや不十分
下水処理施設管理運営業務	建設局	やや不十分
港湾施設管理業務	みなと総局	やや不十分
区役所窓口業務(市民課)	市民参画推進局	やや不十分
(保険年金医療課)	保健福祉局	やや不十分
学校給食調理業務	教育委員会事務局	やや不十分
学校管理業務	教育委員会事務局	やや不十分

②「民間活力の導入」

事業名	所管局	外部評価
庁舎設備管理業務	行財政局	不十分
高齢者等福祉施設管理運営業務	保健福祉局	概ね十分
障害者福祉施設管理運営業務	保健福祉局	やや不十分
中央卸売市場管理業務(本場、東部市場、西部市場)	産業振興局	やや不十分
公設市場	産業振興局	概ね十分
再開発ビル管理業務	都市計画総局	概ね十分

③「事務事業の最適化」(受益と負担の一層の適正化)

事業名	所管局	外部評価
福祉施設への上下水道減免	保健福祉局 こども家庭局	不十分

市民アンケートの回答状況

(単位:件)

审 坐 夕	正英目	アンケ	一トの回	l答状況
事業名	所管局	会場	We b	合計
庁舎設備管理業務	行財政局	1	0	1
庁舎管理業務	行財政局	2	0	2
税務事務	行財政局	0	0	0
電話交換業務	行財政局 市民参画推進局	0	0	0
区役所窓口業務(市民課)	市民参画推進局	0	0	0
(保険年金医療課)	保健福祉局	1	0	1
害虫駆除・動物管理等公衆衛生業務	保健福祉局	1	0	1
高齢者等福祉施設管理運営業務	保健福祉局	2	0	2
障害者福祉施設管理運営業務	保健福祉局	1	0	1
福祉施設への上下水道減免	保健福祉局 こども家庭局	1	0	1
ごみ収集業務	環境局	2	1	3
ごみ処理業務	環境局	2	0	2
中央卸売市場管理業務(本場、東部市場、西部市場)	産業振興局	0	0	0
公設市場	産業振興局	0	0	0
道路等維持管理業務	建設局	1	0	1
下水処理施設管理運営業務	建設局	0	0	0
再開発ビル管理業務	都市計画総局	0	0	0
港湾施設管理業務	みなと総局	0	0	0
学校給食調理業務	教育委員会事務局	3	1	4
学校管理業務	教育委員会事務局	3	0	3
合 計		2 0	2	2 2

(参考) 「神戸市行財政改革 2015」(平成 23 年 2 月策定)の概要

これまでの行財政改革による成果

- ●早期の復旧・復興と 危機的な財政状況 からの脱却
- ●「市民のくらしと安 全・安心を守る」と いう行政の使命を 果たす
- ●行財政改善緊急 3 ヵ年計画 (平成 8~10 年度)
- ●新たな行財政改善の取り組 み(平成11~15年度)
- ●行政経営方針(平成 16~22 年度)
- ●職員総定数を約 5,500 人削減
- ●一般会計の実質市債残高を 約6,000億円削減
- ●全職員の給与削減(平成 15 ~17 年度)
- ●事務事業のゼロベースから の見直し、民間活力の導入な ど
- ●財政効果:約2,900億円

しかし

厳しさを増す自治体の環境

- ●人口減少と少子・超高齢化の進行
- ●グローバリゼーションの進行
- ●先行きが不透明な日本経済の動向
- ●地域主権改革の推進等による自治体 の責務や役割の拡大

収支不足の発生

- ●今後の市税収入や地方交付税の動向が不透明な中、社会保障費・医療費が確実に増加
 - ⇒改革を行わなければ、平成 27 年度には 単年度で約 180 億円、累積で約 610 億円 の収支不足が発生する見通し

断固たる行財政の改革を断行

- ── 第5次神戸市基本計画で示される今後の神戸づくりを下支え ──
- ── 早期に収支不足の解消を図り持続可能な行財政構造を構築 ──



今後5年間(平成23~27年度)の目標

1. 経営資源の有効活用

業務プロセスの再構築、公有財産のマネジメント、 財源の確保、財政の一層の健全化

2. 事務事業の最適化

民間活力の導入、事務事業の選択と集中

- 3. 公営企業・外郭団体等の経営改革 経営改革の推進、外郭団体 10 団体以上の削減、 派遣職員 30%以上の削減
- 4. 市民視点で透明性の高い行政経営の実現 市民ニーズの適切な把握、わかりやすい情報発信、 市政に関するPDCAの確立
- 5. **コンパクトで活力のある市役所の構築** 職員のモチベーションの向上、自ら考え行動できる職員の育成、 職員総定数の概ね 1,600 人削減



取り組みの 具体的項目

目標を達成するために今後5年間で取り組む具体的な項目を記載

同時に

地域主権改革について

地域主権改革の推進により、国・県・市の役割分担の明確化とそれに見合う税財源の確保が実現されるよう訴えていく

(参考)

神戸市行政評価条例(平成16年3月31日条例第59号)

(目的)

第1条 この条例は、施策及び事務事業に係る行政評価並びにこれに関連する事項について必要な事項を 定めることにより、市民の視点に立って成果を検証し、市民への説明を行うとともに、効果的かつ効率 的な市政を推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 行政評価 第4条第1項及び第2項に規定する評価をいう。
 - (2) 施策 市の基本方針を実現するための個々の方策をいう。
 - (3) 事務事業 施策を実現するための手段として実施される個々の具体的な行政活動をいう。
 - (4) 実施機関 市長,公営企業管理者,消防長,教育委員会,選挙管理委員会,人事委員会,監査委員,農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(行政評価の基本的な方針)

- 第3条 実施機関は、市民の行政需要及び市民生活への効果を把握するとともに、これらを基礎として、 必要な観点から客観的に行政評価を実施するものとする。
- 2 実施機関は、行政評価の結果を、市の基本方針並びに施策及び事務事業の質の向上及び効率化のために 活用するとともに、市の基本方針に反映させるものとする。
- 3 実施機関は、行政評価に関する情報を随時公表し、市民への説明を行い、その公正の確保及び透明性の 向上を図るものとする。

(行政評価の実施)

- 第4条 実施機関は、時代への適合性、他の主体との補完の可能性、効率性、有効性その他必要な観点により、施策及び事務事業の評価を実施するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか,大規模の建設事業のうち規則で定めるものの評価にあっては,事業の必要性, 進捗の見込みその他必要な観点により実施するものとする。
- 3 施策の評価を実施するに際しては、施策の成果の把握、施策に対する市民の意識に関する情報の把握等 に努めるものとする。

(外部評価委員会)

- 第5条 市長の附属機関として、次の各号に掲げる委員会(以下「委員会」という。)を置き、市長の諮問 に応じ当該各号に定める事項を調査審議させる。
 - (1) 施策外部評価委員会 前条第1項の施策の評価に関すること。
 - (2) 事務事業外部評価委員会 前条第1項の事務事業の評価に関すること。
 - (3) 建設事業外部評価委員会 前条第2項の評価に関すること。
- 2 委員会は、それぞれ委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、市政に関し優れた識見を有する者又は学識経験者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。
- 7 臨時委員は、第3項に規定する者のうちから、市長が委嘱する。
- 8 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(結果の公表等)

- 第6条 市長は、行政評価を実施したときは、その結果を速やかに公表するものとする。
- 2 市民は、行政評価の制度、結果その他の事項について実施機関に意見を述べることができる。
- 3 実施機関は、前項の意見を考慮して、必要と認める措置を講ずるものとする。

(市長の調整)

- 第7条 市長は、他の実施機関に対し、行政評価に関し、報告を求め、又は助言を行うことができる。 (出資法人の大規模の建設事業に係る評価)
- 第8条 市が基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)は、神戸市民の意見提出手続に関する条例(平成16年3月条例第57号)第2条第4号ウに規定する規則で定める大規模の建設事業の評価について、この条例の趣旨にのっとり、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 実施機関は、出資法人に対し、前項に規定する措置を講ずるために必要な指導及び助言を行うよう努めなければならない。

附則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は同年10月1日から、第5条の規定は規則で定める日から施行する。

(平成 16 年 4 月 16 日規則第 5 号により第 5 条の規定は平成 16 年 4 月 19 日から施行)

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

神戸市外部評価委員会に関する規則(平成16年4月16日規則第6号)

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市行政評価条例(平成16年3月条例第59号)第5条第9項の規定に基づき、施 策外部評価委員会、事務事業外部評価委員会及び建設事業外部評価委員会(以下「委員会」という。)の 組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

- 第2条 委員会に会長を置き,委員の互選によって定める。
- 2 会長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第3条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の総数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取に関する協力の要請)

第4条 委員会は、必要があると認められるときは、関係者の出席及び意見の聴取に関し協力を要請する ことができる。

(庶務)

第5条 施策外部評価委員会の庶務は企画調整局において,事務事業外部評価委員会の庶務は行財政局に おいて,建設事業外部評価委員会の庶務は建設局において処理する。

(施行細目の委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。 附 則

この規則は、平成16年4月19日から施行する。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

《事務事業評価シート》

事業名	所管局	ページ
庁舎設備管理業務	行財政局	1 4
庁舎管理業務	行財政局	1 7
税務事務	行財政局	2 0
電話交換業務	行財政局 市民参画推進局	2 4
区役所窓口業務(市民課)	市民参画推進局	2 7
(保険年金医療課)	保健福祉局	3 0
害虫駆除・動物管理等公衆衛生業務	保健福祉局	3 6
高齢者等福祉施設管理運営業務	保健福祉局	4 0
障害者福祉施設管理運営業務	保健福祉局	4 3
福祉施設への上下水道減免	保健福祉局 こども家庭局	4 7
ごみ収集業務	環境局	5 4
ごみ処理業務	環境局	5 9
中央卸売市場管理業務(本場、東部市場、西部市場)	産業振興局	6 4
公設市場	産業振興局	7 3
道路等維持管理業務	建設局	7 6
下水処理施設管理運営業務	建設局	8 0
再開発ビル管理業務	都市計画総局	8 4
港湾施設管理業務	みなと総局	8 7
学校給食調理業務	教育委員会事務局	9 0
学校管理業務	教育委員会事務局	9 4

事務事業名	庁舎設備管理業務				
所 属 名	行財政局行政監察部庶務課	評価責任者	庶務課長	井上	伸一

≪基本事項≫

目 的	本庁舎機能を維持するための庁舎設備(電気設備・機械設備・消防設備等)の保守管理
行財政改革2015 の項目	2. 事務事業の最適化 ①民間活力の導入 官民の役割分担を適切に見極め、民営化、民間委託、指定管理者制度など最適な手法により 民間活力を導入する。
根拠法令等	
対 象 者	来庁者(市民等)、職員
事業内容	 ①冷暖房用熱源機器の保守管理 ②空調・照明設備の保守管理 ③防災設備(自動火災報知機、警報設備、消火設備等)の保守管理 ④衛生設備(トイレ、給湯等)の保守管理 ⑤エレベーター、給排水設備など各種設備(電気設備・機械設備)の保守管理 ⑥緊急対応 ・各種設備の故障時の復旧作業(メーカー等へ連絡・発注、現場立会い、履行確認) ・停電時やガス供給がストップした場合の緊急対応 など ⑦各種設備の小修繕
事業開始年度	

≪事業別コスト等≫ (単位:千円)

			20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	J	人件費	100, 000	90, 000	90, 000	90, 000	90, 000	80, 000
	牝	物件費	275, 620	408, 178	367, 342	348, 724	290, 877	359, 451
		アルバイト・人 、材派遣						
コス	内部	委託料						
Ŷ		その他物件費	275, 620	408, 178	367, 342	348, 724	290, 877	359, 451
	浉	或価償却費						
	1	\$債利子						
		合計 (A)	375, 620	498, 178	457, 342	438, 724	380, 877	439, 451
	9	国県支出金						
収	侈	使用料手数料						
	貝	才産収入						
入	ţ	其他収入						
		合計	0	0	0	0	0	0
(差	弓)一般財源(B)	375, 620	498, 178	457, 342	438, 724	380, 877	439, 451
	í	従事人員(D)	10.0人	9.0人	9.0人	9.0人	9.0人	8. 0人

≪事業実績等≫

			項目(単位)	【数値目標】		
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度見込み
事業実績(C)						
単位あたりコスト						
(A/C)						
市民一人あたりの 市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位:円)	244	323	296	284	247	285

≪執行体制≫

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	実施方法 重営・全部委託・一部 話・その他など)	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託
	事務職						
職	技術職	6.0人	5.0人	5.0人	5.0人	5.0人	4. 0人
種等	労務職	4. 0人	4.0人	4.0人	4.0人	4.0人	4. 0人
内訳	任期付短時間勤務職員						
$\widehat{}$	嘱託						
数	アルバイト						
	人材派遣						
	その他						
	合計(D)	10.0人	9.0人	9.0人	9.0人	9. 0人	8. 0人

≪取組状況≫

これまでの 外部評価委員会 における意見	
取組の方向性 (目標)	官民の役割分担を見極め、最適な手法による民間活力の活用について検討する。
これまでの 再構築・民営化等の 取組み及び成果	業務執行体制の見直しにより、技術職1名を減員した。
他都市の状況 (政令市との比較)	政令指定都市 20都市中 (本庁) ・ほぼ全部委託 12都市 ・一部民間委託 8都市

≪課題認識≫

課題認識	神戸市役所本庁舎は、他の政令市の中でも、最も広い延べ床面積(97,506㎡)を有しており、4館ある本庁舎にすべての市役所機能を集約しているという特徴をもっている。 現在、すべての庁舎設備の維持管理をエネルギーセンターにおいて一元管理する体制をとっている。緊急時において、4館すべての本庁舎機能を確保することが必要であり、その管理体制については、慎重に検討する必要があると考えている。
------	--

≪評価・分析≫

	27年度における 達成見込み	○ 達成 ● おおむね
内部評価	総合評価	業務執行体制の見直しにより、効率性の向上に努めている。

	取組への評価	○ 積極的な O おおむね O やや
外部評価	評価理由	熱源機器(スクリュー式冷温水機、ターボ式冷凍機、ガス吸収式冷温水機、パッケージエアコン等)の運転操作や警報監視等設備管理業務の一部は民間委託されているものの、全部民間委託にすることは困難であるとの説明であるが、運転方法は職員の指示がないとできない等、民間活力を導入できない理由が不明確である。 6割の政令指定都市が全部委託を行っている状況からみても、当該業務は民間委託になじむ業務内容であり、全部委託を含めた更なる民間委託を図ることによって業務を効率化することが求められる。 なお、1号館から4号館までの建物の設備を一元管理している神戸市特有の事情による技術的課題についても、職員の有するノウハウをマニュアル化して仕様書に組み入れることで解決するなど、前向きに考えることで委託化は可能であると思われる。

事務事業名	庁舎管理業務				
所 属 名	行財政局行政監察部庶務課	評価責任者	庶務課長	井上	伸一

≪基本事項≫

目 的	庁舎内の秩序維持、防火・防犯等の危機管理、庁舎内外の環境整備
行財政改革2015 の項目	1. 経営資源の有効活用 ①業務プロセスの再構築 業務プロセス(仕事のやり方)の効率化、民間活力の活用等を進め、限られた人的資源を有 効活用することで、時代に対応した柔軟で機動的な行政経営を行う
根拠法令等	神戸市守衛服務規程
対 象 者	来庁者(市民等)、職員
事業内容	 ・庁舎内外の巡視及び警備 ・危機管理への対応 ・庁内秩序、美観の維持 ・来庁者への対応 ・正確、迅速な情報の連絡、伝達 ・庁舎各室等の鍵の保管及び貸出し ・庁舎門扉、シャッターの開閉 ・消火栓、消火器、避難器具の点検及び防火訓練 ・国旗、市旗、外国旗の掲揚等 ・その他、所属長が庁舎管理上必要と認めて指示する事項
事業開始年度	

≪事業別コスト等≫ (単位:千円)

~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~							(+12:11)	
			20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	J	、件費	206, 800	186, 400	216, 800	216, 800	176, 800	176, 800
	牧	7件費	8, 954	10, 259	9, 670	10, 841	14, 488	14, 593
	~	アルバイト・人 材派遣						
コス	<b>内</b> 訴	委託料						
Î.		その他物件費	8, 954	10, 259	9, 670	10, 841	14, 488	14, 593
	浉	<b>述価償却費</b>						
	1	<b>公债利子</b>						
		合計 (A)	215, 754	196, 659	226, 470	227, 641	191, 288	191, 393
	Ξ	県支出金						
収	ຢ	5用料手数料						
		<b>才產収入</b>						
入	其	<b>L他収入</b>						
		合計	0	0	0	0	0	0
(差	引	)一般財源 (B)	215, 754	196, 659	226, 470	227, 641	191, 288	191, 393
	í	送事人員(D)	22. 0人	20.0人	23.0人	23.0人	19.0人	19.0人

#### ≪事業実績等≫

			項 目 (単位)	【数値目標】		
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度見込み
****						
事業実績(C)						
単位あたりコスト						
(A/C)						
市民一人あたりの 市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位:円)	140	128	147	147	124	124

# ≪執行体制≫

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
(直 妻	実施方法 重営・全部委託・一部 気託・その他など)	一部委託 (市民開放部分)	一部委託 (市民開放部分)	一部委託 (市民開放部分)	一部委託 (市民開放部分)	一部委託 (市民開放部分)	一部委託 (市民開放部分)
	事務職						
職	技術職						
種等	労務職	20.0人	18.0人	21.0人	21.0人	17.0人	17.0人
内訳	任期付短時間勤務職員						
$\widehat{}$	嘱託	2.0人	2.0人	2.0人	2.0人	2.0人	2. 0人
数	アルバイト						
	人材派遣						
	その他						
	合計(D)	22.0人	20.0人	23.0人	23.0人	19.0人	19.0人

### ≪取組状況≫

これまでの 外部評価委員会 における意見	一部の警備業務(1号館(1F・24F)の夜間・閉庁日)のみ民間委託を実施しているが、その他(1号館のそれ以外の階、2号館~3号館)について、必ず職員が行わなければならない理由は見当たらない。更なる民間委託を検討する必要がある。
取組の方向性 (目標)	業務プロセスの効率化や民間活力の活用等、コスト・サービス両面からの検討を進め、庁舎 管理業務の再構築を図る。
これまでの 再構築・民営化等の 取組み及び成果	【23年度~】 年度途中より、勤務体制(勤務表)の見直しを行い、時間外勤務を縮減している。 【24年度~】 24年5月より、危機管理センターの全館供用開始にあわせて、過員4名を解消するとともに、 同センターの勤務時間外の市民開放時の警備業務について民間委託を実施した。その際、前年 に引き続き、勤務体制(勤務表)の見直しを実施し、時間外勤務を縮減している。
他都市の状況 (政令市との比較)	政令指定都市 20都市中 (本庁) ・全部直営 3都市 ・一部委託 9都市 ・全部委託 8都市

# ≪課題認識≫

課題認識	開庁時間における守衛業務においては、市長室の警備や抗議団体等の対応など、市職員としての判断を要する業務がある。引き続き、業務プロセスの効率化や民間活力の活用等、コスト・サービス両面からの検討を進め、庁舎管理業務の再構築を図る。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

# ≪評価・分析≫

<b>.</b>	27年度における 達成見込み	○ 達成       ● おおむね
内部評価	総合評価	危機管理センターの全館供用開始にあわせた過員4名の解消や同センターの勤務時間外の市民開放警備業務を民間委託するとともに、勤務体制の見直しを実施し、時間外勤務の削減に取り組み、効率性の向上に努めた。

	取組への評価	<ul><li>○ 積極的な</li><li>○ おおむね</li><li>○ なおむね</li><li>○ なおむね</li><li>○ 本十分</li><li>○ 本十分</li></ul>
外部評価	評価理由	前回の外部評価(H21)以降、同庁舎内で行われている警備業務の民間委託の範囲(1号館1F・24F・4号館の夜間・閉庁日)に殆ど変わりがない。 直営(市民開放部分を除く)方式が不可欠であるとすれば、その根拠を明確に示すことが求められるが、政令指定都市の大半が全部あるいは一部の民間委託を行っていることからも、当該業務は民間委託になじむ性質の業務であり、直営で行う必要性はないと思われる。 市長室等の警備や抗議団体等への対応についても、監視カメラの設置等の対応が考えらえるほか、民間の警備会社の方がそのような事態への対応ノウハウを持ち合わせているとも考えられる。 目標とする期限を決めて、早急に、民間でもできるところは民間で行い、庁舎管理業務を再構築し効率化を図るべきである。

事務事業名	税務事務				
所 属 名	行財政局主税部税制課	評価責任者	税制課長	中野	市雄

# ≪基本事項≫

目 的	市税の賦課徴収
行財政改革2015 の項目	1. 経営資源の有効活用 ①業務プロセスの再構築 業務プロセス(仕事のやり方)の効率化、民間活力の活用等を進め、限られた人的資源を有 効活用することで、時代に対応した柔軟で機動的な行政経営を行う。
根拠法令等	地方税法、国税徴収法、神戸市市税条例等
対 象 者	市民
事業内容	地方税法等に基づき、市民税(個人・法人)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所 税等の課税を行い、それらの市税の収納管理(収納確認、還付・充当)や、滞納市税の徴収事 務(督促・催告、財産調査、滞納処分等)を行う。
事業開始年度	昭和25年度

≪事業別コスト等≫ (単位:千円)

			20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	人	、件費	6, 407, 539	6, 444, 613	5, 996, 424	5, 828, 354	5, 759, 130	5, 823, 478
	物	7件費	1, 487, 411	1, 609, 507	2, 765, 770	1, 410, 429	1, 482, 207	2, 167, 476
	_	アルバイト・人 材派遣	125, 971	106, 726	121, 259	121, 790	126, 521	130, 886
	内訳	委託料	560, 295	651, 908	739, 428	496, 750	524, 008	1, 084, 440
スト		その他物件費	801, 145	850, 873	1, 905, 083	791, 889	831, 678	952, 150
	洞	<b>述価償却費</b>	0	0	0	0	0	0
	公	\$債利子	0	0	0	0	0	0
		合計 (A)	7, 894, 950	8, 054, 120	8, 762, 194	7, 238, 783	7, 241, 337	7, 990, 954
	国	]県支出金	2, 738, 129	2, 385, 408	2, 246, 713	2, 087, 321	2, 037, 779	2, 028, 640
収	使	<b></b>						
入	則	<b>才産収入</b>						
	其	其他収入						
		合計	2, 738, 129	2, 385, 408	2, 246, 713	2, 087, 321	2, 037, 779	2, 028, 640
(差	引	) 一般財源 (B)	5, 156, 821	5, 668, 712	6, 515, 481	5, 151, 462	5, 203, 558	5, 962, 314
	従事人員(D)		711.0人	714.0人	682.0人	667.0人	665.0人	666.0人

#### ≪事業実績等≫

	項 目(単位:百万円) 【数値目標】						
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度見込み	
	市税収入額(20	~23年度は決算	額、24年度は決算	算見込額、25年度	ほは予算額)		
事業実績(C)	277, 912	273, 086	267, 135	269, 848	266, 520	266, 377	
   単位あたりコスト	28. 4	29. 5	32. 8	26. 8	27. 2	30.0	
(A/C)							
市民一人あたりの 市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位:円)	3, 356	3, 678	4, 219	3, 335	3, 374	3, 870	

# ≪執行体制≫

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	実施方法 重営・全部委託・一部 話・その他など)	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託
	事務職	607.0人	609.0人	563.0人	546.0人	537. 0人	542.0人
職	技術職						
種等	労務職						
内訳	任期付短時間勤務職員						
$\widehat{}$	嘱託	89.0人	90.0人	94.0人	96.0人	100.0人	95.0人
数	アルバイト	8.0人	8.0人	17.0人	17.0人	17.0人	17.0人
	人材派遣	7.0人	7.0人	8.0人	8.0人	11.0人	12.0人
	その他						
	合計(D)	711.0人	714.0人	682.0人	667.0人	665.0人	666.0人

### ≪取組状況≫

これまでの 外部評価委員会 における意見	別紙のとおり
取組の方向性 (目標)	税務事務について、各種業務の民間活用など、執行体制の見直しを行い、効率化を進める。
これまでの 再構築・民営化等の 取組み及び成果	平成19年9月に、①課税・徴収権限の市長一元化、②行財政局主税部の直轄組織化(市税事務所の設置)、③徴収・収納等の一元化などの組織の見直しを行った。また、平成21年に市民税当初課税事務の一元化を行うとともに、平成22年に固定資産税事務の見直し(土地・家屋の両評価制度の導入、大規模家屋評価チーム・土地評価替えチームの創設など)を行った。また、順次、電話催告業務や各種入力業務に関する人材派遣の導入・拡大を図っており、集約化以降25年度までの間に、定数90名を減員している。
他都市の状況 (政令市との比較)	他都市においても、その都市の状況に応じた組織や事務の集約化が進んでいる。 (組織の集約例) 名古屋市 16区5支所 ⇒ 3市税事務所3出張所 大阪市 24区 ⇒ 6市税事務所 (事務の集約例) 横浜市 固定資産税(償却資産)、法人市民税、納税管理事務等の本庁集約 福岡市 固定資産税(償却資産評価事務、入力事務等)、口座振替・還付事務等の本庁 集約 収入率:24年度実績 政令市第9位(20都市中)

# ≪課題認識≫

	近年豊富な税務知識・技能を有する多数の職員が定年退職を迎える中、各職場において指南役となりうる職員がいなくなりつつあり、ベテラン職員が持つ技能の継承と事務処理手順の見直 しが喫緊の課題となっている。
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------

# ≪評価・分析≫

	27年度における 達成見込み	O 達成 O 達成までは ● その他(方針変更等) 産成 B難
内部評価	※※ (== = = × 4m)	豊富な税務知識・技能を有する多数の職員が定年退職を迎える中で、固定資産評価における比準評価の導入や徹底的なマニュアル化の推進など、より組織的な対応が出来るような事務処理手順の見直しを進め、その浸透を図るとともに、長期的に継続可能なより良い体制を検討する必要がある。 総合評価としては、時代適合性、補完性については適格であり、効率性・有効性ついてはやや適格であり更なる改善を進めていく必要がある。

	取組への評価	<ul><li>○ 積極的な O おおむね ● やや N組実施 O 十分</li></ul>
夕音評価	3	早い段階から収納管理・滞納整理事務を本庁へ集約する等、組織と業務の見直しによって効率化を進め、徴収率の向上に努めていることは評価ができる。しかし、単位あたりコストの低下には結びついておらず、市税収入額の動向に見合った業務体制とはなっていないことから、一層の効率化を図るべきである。 具体的には、共通番号制度の導入を踏まえた上でコンビニ交付などの業務の更なる機械化や、多様な雇用形態の活用を図るとともに、証明書の交付事務や納税督促業務など可能な業務においては民間委託を導入するほか、他都市の事例も参考に業務の集約(本庁、市税事務所間)を図ることによって委託できる業務の範囲を拡大すべきである。 税務事務は個人の知識・経験への依存度合いが高くなる業務であり、業務のマニュアル化を更に徹底し業務の簡素化を図るとともに、より組織的な対応ができるような事務処理の見直しを進めることが望まれる。

# (別紙) これまでの外部評価委員会における意見

事務事業名	外部評価
市税減免制度	各減免措置について、その意義・基準・要件等が、社会経済状況の変化に 伴い、適時に見直しを行うべきである。
法人等の市民税の賦課事務	担当業務を超えて市民対応が可能になるよう検討すべき。
事業所税の賦課事務	担当業務を超えて市民対応が可能になるよう検討すべき。
特別徴収に係る個人の市民税の賦課事務	担当業務を超えて市民対応が可能になるよう検討すべき。
諸税(市たばこ税・入湯税)の賦課事務	担当業務を超えて市民対応が可能になるよう検討すべき。
普通徴収に係る個人の市民税(個人の県民 税含む。)の賦課事務	担当業務を超えて市民対応が可能になるよう検討すべき。
軽自動車税の賦課事務	担当業務を超えて市民対応が可能になるよう検討すべき。
税務広報事務	課税額の根拠の情報公開、税の意義の啓発は重要であり、さらなる工夫 を行うべきである。
市税の徴収事務	担当業務を超えて市民対応が可能になるよう検討すべき。
市税の証明書発行業務	ネット化等による効率化を図る余地はある。同時に、個人情報保護の取り組みも行うべき。
固定資産税・都市計画税の課税事務	職員の事務執行にかかる努力は評価できるが、滞納額が高額に上るため さらなる徴税の工夫を行うべき。
特別土地保有税の賦課事務	担当業務を超えて市民対応が可能になるよう検討すべき。
窓口業務(市税事務所業務)	窓口業務は季節的・時期的な業務の変動が大きいところではあるが、各区一律に職員を配置するのではなく、業務量に応じた職員配置を行うことが必要である。このため、まずは市税事務所内における業務の分析を行った上で、相談業務の一元化や、職員の業務分担の工夫等によるピーク・オフピーク時の職員一人あたり業務量の均等化などをさらに検討し、効率的な職員配置を行うべきである。また、証明書の発行業務など非権力的な部分について、民間活力の導入や一層の機械化を進めるべきである。
税の催告	市税の納付期限を過ぎても納付のない人への初動整理として行われる電話催告や文書催告については、集中的に早い段階で行うことが効果的であると考えられる。このため、今以上に民間事業者を積極的に活用することを検討し、効果的かつ効率的な業務を行う必要がある。

事務事業名	電話交換業務		
	行財政局行政監察部庶務課 市民参画推進局参画推進部区政振興課		庶務課長 井上 伸一 区政振興課長 大畑 公平

# ≪基本事項≫

目 的	市民にとって利用しやすく、効率的に事務を執行できる環境を、市民及び職員に提供する。
行財政改革2015 の項目	1. 経営資源の有効活用 ①業務プロセスの再構築 業務プロセス(仕事のやり方)の効率化、民間活力の活用等を進め、限られた人的資源を有 効活用することで、時代に対応した柔軟で機動的な行政経営を行う。
根拠法令等	
対象者	一般市民等、職員
事業内容	1. 代表電話に着信する電話に対し、迅速かつ丁寧に対応する。
事業開始年度	

≪事業別コスト等≫ (単位:千円)

	1/3/6/11							
			20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	人件費		333, 800	330, 400	323, 800	330, 400	323, 800	287, 200
	4	勿件費	0	0	0	0	0	6, 450
		アルバイト・人 材派遣						6, 450
コス	プ言	委託料						
<b>^</b>		その他物件費						
	ij	<b>咸価償却費</b>						
	1	公債利子						
		合計 (A)	333, 800	330, 400	323, 800	330, 400	323, 800	293, 650
	E	国県支出金						
収	19	吏用料手数料						
		才産収入						
入	‡	其他収入						
		合計	0	0	0	0	0	0
(差	弓	l)一般財源(B)	333, 800	330, 400	323, 800	330, 400	323, 800	293, 650
	;	従事人員(D)	38.0人	37.0人	37.0人	37.0人	37.0人	37.0人

#### ≪事業実績等≫

			項 目 (単位)	【数値目標】		
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度見込み
			本庁代表着信件	数(1日平均)		
事業実績(C)	1, 212	1, 012	854	708	632	
	区1	代表電話着信量	(9区合計1日平	均) 8,093件	(H16調査結集	₹)
単位あたりコスト						
(A/C)						
市民一人あたりの 市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位:円)	217	214	210	214	210	191

# ≪執行体制≫

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
(直	実施方法 重営・全部委託・一部 ほ託・その他など)	直営	直営	直営	直営	直営	直営
	事務職						
職	技術職						
種等	労務職	31.0人	31.0人	30.0人	31.0人	30.0人	26. 0人
内訳	任期付短時間勤務職員						
	嘱託	7.0人	6.0人	7.0人	6.0人	7.0人	8. 0人
数)	アルバイト						3.0人
	人材派遣						
	その他						
	合計(D)	38.0人	37.0人	37.0人	37.0人	37. 0人	37. 0人

## ≪取組状況≫

これまでの 外部評価委員会 における意見	複雑な行政の業務を把握し的確につなげることが求められるが、行政の責任として直営で行う必然性は極めて少ない。民間委託によって市民サービスの低下が起こる可能性は少ないと思われ、いつまでも昔の方法を踏襲するのではなく、民間委託化等での対応により、より効率的な運用を行う余地は十分にある。
取組の方向性 (目標)	業務運営にあたっては、現在の限られた人的資源を有効活用しながら、市民サービスを低下 させることのないよう、必要に応じて民間活力の活用等の検討を進めていく。
これまでの 再構築・民営化等の 取組み及び成果	正規職員の退職等による欠員については、正規職員で補充せず、嘱託の活用やアルバイトの配置など、より効率的な執行体制の確保に努めてきた。
他都市の状況 (政令市との比較)	政令指定都市 20都市中 (本庁) (区役所) ・全部直営 5都市 4都市 ・一部委託 2都市 5都市 ・全部委託 12都市 9都市 ・交換業務なし 1都市 2都市

# ≪課題認識≫

課題認識	今後も退職者や嘱託期間満了等が見込まれるため、市民サービスの低下を招かないために、 引き続きさらなる執行体制の再構築が必要となる。
------	----------------------------------------------------------------------

# ≪評価・分析≫

内	27年度における 達成見込み	<ul><li>○ 達成</li><li>○ 達成</li><li>○ 達成</li><li>○ をの他(方針変更等)</li><li>○ をの他(方針変更等)</li></ul>
部評価	総合評価	退職等の欠員を正規職員で補充せず、嘱託の活用やアルバイトの配置を行うなど、現在の人 的資源を活用しつつ、効率性の向上にも努めてきている。

		取組への評価	<ul><li>○ 積極的な O おおむね O やや</li></ul>
1	外部評価	評価理由	本庁では、総合コールセンターの開設やインターネットの普及により、代表電話の着信件数は5年前から半減している状況にあるが、このような中で、今後の取り組みの方向性として、依然として直営ありきという姿勢には疑問を感じる。既にこれまでの外部評価で明確に指摘されているとおり、行政の責任として直営で行う必然性は極めて少なく、苦情対応などについて工夫すれば、民間委託によって市民サービスの低下が起こる可能性は少ないと考えられるので、時期も含めて、民間委託へのプロセスを早急に検討し執行体制の効率化を図るべきである。今後、インターネットの利用増大や総合コールセンターの存在によって、代表電話での着信件数はさらに減少するものと考えられる。区役所においては着信件数等の業務実績が把握されていないが、本庁と区役所における着信件数を検証し、客観的な数字を踏まえた上で現実の需要に見合った執行体制に見直すことが求められる。なお、類似した業務である総合コールセンターとの集約化も今後検討されることが望まれる。

事務事業名	区役所窓口業務 (市民課)			
所 属 名	市民参画推進局参画推進部区政振興課	評価責任者	区政振興課長 大畑	公平

# ≪基本事項≫

目 的	住民基本台帳、戸籍等を適正に管理し、市民の福祉・利便の増進に資する。
行財政改革2015 の項目	1. 経営資源の有効活用 ①業務プロセスの再構築
根拠法令等	住民基本台帳法、戸籍法、住居表示に関する法律、公的個人認証法 等
対 象 者	市民一般
事業内容	①届出の受付審査、住民基本台帳、戸籍等の記載及び適正な管理 ②申請による証明発行事務等
事業開始年度	_

≪事業別コスト等≫ (単位:千円)

			20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	人	 、件費	3, 622, 000	3, 540, 000		3, 464, 000	3, 440, 800	3, 411, 200
		1件費	321, 575	390, 130		404, 829	409, 199	412, 722
		アルバ・ト・人材派遣	12, 602	5, 252	5, 748	31, 040	24, 647	7, 930
П	(内訳		73, 693	139, 015	190, 824	143, 556	136, 766	165, 595
スト	ی	その他物件費	235, 280	245, 863	224, 140	230, 233	247, 786	239, 197
	洞	<b>述価償却費</b>						
	公	<b>请利子</b>						
		合計 (A)	3, 943, 575	3, 930, 130	3, 887, 512	3, 868, 829	3, 849, 999	3, 823, 922
	国	県支出金	67, 485	68, 375	72, 646	76, 367	32, 106	10, 480
収	使	用料手数料	680, 737	657, 207	657, 457	637, 492	643, 213	653, 911
	퇐	<b>才產収入</b>						
入	其	他収入			_			
		合計	748, 222	725, 582	730, 103	713, 859	675, 319	664, 391
(差	引	)一般財源(B)	3, 195, 353	3, 204, 548	3, 157, 409	3, 154, 970	3, 174, 680	3, 159, 531
	Ü	送事人員(D)	433.0人	423.0人	431.0人	436.0人	437. 0人	440.0人

## ≪事業実績等≫

			項 目 (単位)	【数値目標】			
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度見込み	
	(項目) 届出・	証明取扱件数					
事業実績(C)	2, 152, 307	2, 099, 669	2, 080, 709	2, 036, 410	1, 984, 225	1, 984, 225	
	(項目)区役所	来庁者アンケー	ト(NSI値平均	匀)			
	77. 4	78. 8	79. 0	79. 7	80. 2	1	
	(項目)届出・証明取扱件数(単位:円)						
単位あたりコスト	1, 832	1, 872	1, 868	1, 900	1, 940	1, 927	
(A/C)							
市民一人あたりの 市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位:円)	2, 080	2, 079	2, 045	2, 043	2, 059	2, 051	

# ≪執行体制≫

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	実施方法 重営・全部委託・一部 話・その他など)	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託
	事務職	315人	308人	295人	292人	288人	288人
職	技術職						
種等	労務職						
内訳	任期付短時間勤務職員	0人	0人	17人	20人	22人	48人
	嘱託	118人	115人	119人	124人	127人	104人
数	アルバイト						
	人材派遣						
	その他						
	合計(D)	433.0人	423.0人	431.0人	436.0人	437.0人	440.0人

## ≪取組状況≫

これまでの 外部評価委員会 における意見	一定の行政としての責務は認められるが、OA化や集中化などによる更なる効率化を図られたい。特に、本年10月開設の住基・戸籍入力センターでの民間委託により、減少する業務量に応じた人員の削減を行われたい。また、職員の業務分担の工夫等によるピーク・オフピーク時の職員一人あたり業務量の均等化などによる事業のサービスとニーズに対応した職員配置をさらに検討されたい。
取組の方向性 (目標)	効率化の効果が大きい定型・同時反復業務については、郵送業務や戸籍入力など、民間委託を 進めてきており、引き続き、適正で公正な業務の遂行を確保した上で、更なる効率化に向けた 検討を進めていく。
これまでの 再構築・民営化等の 取組み及び成果	①戸籍OA化による減員 ②戸籍入力業務の民間委託による減員 ③区役所窓口への任期付短時間勤務職員の効果的配置
他都市の状況 (政令市との比較)	〇政令指定都市、20都市の民活活用(委託または派遣)状況 入力業務を12都市(本市を含む)、郵送請求業務を8都市(本市を含む)、証明作成業務を7都 市(本市を除く)で実施。

# ≪課題認識≫

三里 是日言为 言形	これまでも住民票の郵送申請処理業務や戸籍の入力業務など、可能な部分について民間活用を 行うとともに、繁忙時間帯の業務量の平準化を目的に任期付短時間勤務職員を配置するなど業 務の効率化と再構築を進めてきている。今後は平成28年1月からの共通番号制度による影響等を 見極めながら、更なる行政サービスの向上と業務の効率化に向けて検討する必要がある。
------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

# ≪評価・分析≫

<b>.</b>	27年度における 達成見込み	○ 達成       ● おおむね
内部評価	(本語) 総合評価	住民票や戸籍の適切な管理及び証明書等の発行については、その前提として業務が法定されていることから、行政として確実に実施していくことが必要であり、そのような中で、戸籍の入力業務の民間委託等、可能な範囲で業務の効率化を進めている。また、平日の夜間開庁や日曜開庁の実施等、市民サービスの向上に努めている。

		取組への評価	<ul><li>○ 積極的な</li></ul>
岩田	<b>小</b>	評価理由	行政サービスの向上と業務の効率化を同時に進めるのは難しいことが予想されるが、行政サービスを維持しながら業務の効率化を図っていく必要がある。 数年前から導入されている証明書等の自動交付機の設置や戸籍OA化、住民票の郵送申請処理業務や戸籍入力業務などの民間委託により、市民課窓口における業務量は減少していると考えられるものの、人件費がそれほど削減されていないため、単位あたりコストの低下にあまり反映されていない。平日の夜間開庁や日曜開庁等により市民サービスの向上に努めていることは評価すべき点であるものの、今後の共通番号制度導入による影響を踏まえた上で、市民ニーズに応じた職員配置を検討し、コンビニ交付などの業務の機械化や多様な雇用形態の活用によって、更なる効率化を図るべきである。また、窓口業務のうち、「住民異動届」や「住民票の写し等の交付」、また、「戸籍の届出」や「戸籍謄抄本の交付」など、「市町村の適切な管理のもと、市町村の判断に基づき民間事業者の取り扱いが可能な窓口業務」として、内閣府(公共サービス改革推進室)より示されている業務については、切り離せる部分と難しい部分があると思うが、実際にシミュレーションしてみて、委託することで効率化が図れないかを検討することが求められる。

事務事業名	区役所窓口業務 (保険年金医療課(国民健康保険	・介護保険))			
所 属 名 保健福祉局高齢福祉部 国保年金医療課・介護保険課		評価責任者	国保年金医療課長 介護保険課長	河辺 上田	健一 智也

# ≪基本事項≫

目 的	国保:国民健康保険事業の運営に必要な資格・給付・保険料に関する各種届出・申請の受付及 び保険料の収納並びに国民健康保険制度に関する相談に対応する。 介護:介護保険事業の運営に必要な資格・給付・保険料に関する各種届出・申請の受付及び保 険料の収納並びに介護保険制度に関する相談に対応する。
行財政改革2015 の項目	1. 経営資源の有効活用 ①業務プロセスの再構築
根拠法令等	国民健康保険法、介護保険法
対 象 者	国保:国民健康保険被保険者及び加入相談者 介護:神戸市の区域内に住所を有する65歳以上の第1号被保険者と40~64歳までの医療保険加 入者である第2号被保険者
事業内容	国保〇資格取得・喪失及び住所変更に関する届出の受付 〇保険料の減額・減免にかかる受付 〇保険料の徴収 〇納付交渉及び分割納付等の相談 〇保険証の更新 〇療養費・高額療養費等の給付申請の受付 〇その他各種相談の受付 介護〇被保険者の資格管理(第1号被保険者) 〇保険料の賦課・徴収(第1号被保険者) 〇保険給付(第1・2号被保険者) にかかる窓口受付業務
事業開始年度	国民健康保険:昭和36年1月 介護保険:平成12年度

# ≪事業別コスト等≫

(単位:千円)

			20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	人件費		2, 607, 149	2, 484, 327	2, 313, 558	2, 288, 193	2, 296, 530	2, 336, 863
	物件費		1, 209, 517	1, 350, 820	1, 315, 356	1, 233, 527	1, 200, 482	1, 127, 879
	アルバイト・ 対派遣	人	66, 910	47, 109	48, 403	46, 472	50, 933	49, 523
コス	内 委託料		381, 216	524, 896	506, 889	428, 253	386, 477	275, 079
î	その他物件	費	761, 391	778, 815	760, 064	758, 802	763, 072	803, 277
	減価償却費		0	0	0	0	0	0
	公債利子		0	0	0	0	0	0
	合計 (A)		3, 816, 666	3, 835, 147	3, 628, 914	3, 521, 720	3, 497, 012	3, 464, 742
	国県支出金		0	0	0	0	0	0
収	使用料手数料		0	0	0	0	0	0
	財産収入		0	0	0	0	0	0
入	其他収入		0	0	0	0	0	0
	合計		0	0	0	0	0	0
(差	引)一般財源	(B)	3, 816, 666	3, 835, 147	3, 628, 914	3, 521, 720	3, 497, 012	3, 464, 742
	従事人員(D)		392人	368人	314人	318人	320人	333人

#### ≪事業実績等≫

			項目(単位)	【数値目標】		
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度見込み
	(別紙のとおり	)				
事業実績(C)						
単位あたりコスト	_	-	_	_	-	-
(A/C)						
	-	-	_	-	-	_
市民一人あたりの 市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位:円)	2, 484	2, 488	2, 350	2, 280	2, 268	2, 249

# ≪執行体制≫

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	実施方法 重営・全部委託・一部 系託・その他など)	直営	直営	直営	直営	直営	直営
	事務職	228人	216人	216人	216人	216人	217人
職	技術職						
種等	労務職						
内訳	任期付短時間勤務職員						
	嘱託	101人	101人	51人	51人	54人	61人
数	アルバイト	63人	51人	47人	51人	50人	55人
	人材派遣						
	その他						
	合計(D)	392人	368人	314人	318人	320人	333人

# ≪取組状況≫

これまでの 外部評価委員会 における意見	業務の性質上、その外部委託の範囲は限定的とならざるを得ないことは一定認められるが、業務プロセスを見直すことで、判断や処分以外の部分について、委託化(請負)の範囲の拡大を図る必要がある。また、職員の業務分担の工夫等によるピーク・オフピーク時の職員一人あたり業務量の均等化などによる人員体制の見直しやシステムの一本化により、さらなる効率化を図る必要がある。収納率は一つの重要な業績指標であり、国保収納率が現年で90%前後と低いことから、この改善についても尽力すべきである。
	区役所保険年金医療課における国保及び介護の窓口業務は、頻繁に制度改正が実施され、内容 がより複雑・高度化するとともに、判断・処分を伴うケースも多数あることから、判断・責任 能力を有する職員が対応する必要がある。
取組の方向性 (目標)	(国保) 国保保険料の収納については、保険料未納者に対して、外勤嘱託員による納付指導、区役所窓口におけるきめ細かな納付相談・納付指導を行い、引き続き収納率の向上に努めていく。また、政府の社会保障制度改革国民会議においては、70歳~74歳の医療費自己負担の変更、低所得者に対する保険料軽減措置の拡充、高額療養費の限度額の見直し、国保保険者の市町村から都道府県への移行などが報告され、詳細な内容は今後国において検討されるが、このような制度改正に対しても、システム対応できるところはシステムで対応し、できる限り業務量の増加を抑えていく。
	(介護) 社会保障制度改革国民会議の報告書において、「要支援者に対する予防給付の市町村事業への移行」の他、「一定以上の所得者の利用者負担の引上げ」、「補足給付(居住費・食費)における資産の勘案」などの方向性が示され、現在、国において議論が進められているところである。これらの制度改正が実施されると、次期(第6期)計画期間が始まる平成27年度から各区における人員体制のさらなる強化が求められるところであり、可能なかぎりの事務の効率化を進めて、制度改正に対応していく。
これまでの 再構築・民営化等の 取組み及び成果	(国保) 国保保険料の収納においては、平成22年度より外勤嘱託員を84名から34名へと削減し、人件費で約2億円を削減する一方、保険料収納率は、口座納付手続きの勧奨および簡素化、窓口でのきめ細かな納付相談等の実施により、前回評価を受けた平成21年度(平成20年度決算値)に比べ、平成24年度は0.75%上昇し、91.60%となっている。(政令市20市中5位) また、医療費適正化(削減)の観点から、医療機関から請求された診療報酬明細書(レセプト)の内容点検を、業務委託により行っており、24年度で約1億9千万円の削減成果を上げているほか、レセプトの資格過誤等に伴う医療機関等との過誤調整事務についても、21年度に区役所から本庁に集約化し、業務委託により行っている。
	(介護) 介護保険事業においては、先行制度の事務を参考にし、平成12年の制度発足当初から区の事務 を最小限にするよう構築しているが、さらに、負担限度額認定証(平成19年度から)や65歳到 達者の被保険者証(平成20年度から)の発送を委託するなど事務の効率化を図っている。ま た、保険料滞納者に対する滞納整理業務については、本庁職員の兼務対応により、事務の効率 化を図っている。
他都市の状況 (政令市との比較)	政令市で国保及び介護の窓口業務を民間に委託している事例はない。

#### ≪課題認識≫

# (国保) 区役所保険年金医療課における国保の窓口業務は、頻繁に制度改正が実施され、より複雑・高度化するとともに、判断・処分を伴うケースも多数あることから、その役割は非常に重要なものとなっており、執行体制の見直しを行うことは困難な状況にある。しかしながら、平成29年度に市町村国保の都道府県単位化が想定されることから、国保制度全体の執行体制については、制度改正の内容をふまえて、検討していかなければならないと考えている。国保保険料の収納については、国保制度の健全な財政運営、被保険者の負担の公平性の観点から、引き続き収納率の向上に努めていかなければならない。 (介護) 介護保険制度は3年間を1期とした事業計画を策定することになっており、その都度様々な制度改正が行われる。そのため、制度が複雑化しており、さらには高齢化に伴う被保険者の増加により、区の窓口負担は年々重くなっているため、執行体制の見直しを行うのは困難な状況にある。また、区における介護保険関連業務において、例えば入力作業等の比重は大きくないため、民間活力の活用を図っても効果は大きくないと考えられる。

#### ≪評価・分析≫

内	27年度における 達成見込み	○ 達成
部評価		国保・介護ともに頻繁に制度改正が実施され、内容がより複雑・高度化するとともに、判断・処分を伴うケースも多数あるという業務の性質上、民間活力の活用等については導入余地が限られており、実施困難な部分がある。しかしながら、委託できる業務については既に委託化を行っている中でさらなる業務の見直しを行うことにより、外勤嘱託員を50名削減し人件費(約2億円)を削減したうえに、国保収納率の改善も達成した。

	取組への評価	<ul><li>○ 積極的な O おおむね ● やや</li></ul>
外部評価	評価理由	国民健康保険については、コンビニ収納が定着してきたこともあり、外勤嘱託員を見直し22年度には人件費が大幅に削減された点は評価できるものの、23年度以降では再び人件費が増加する傾向にある。今後も制度改正(H29)は想定され、負担の公平性の観点からさらに収納率の向上は図らなければならないが、それを理由として執行体制を現状維持とするのではなく、更なる業務の見直しを進めて、執行体制の見直しを進める必要がある。介護保険についても同様に、今後の制度改正や高齢化に伴い被保険者が年々増加することで窓口負担が増加しないように、人員体制の強化を図るして業務を実施することができないか等の見直しを進める必要がある。また、国民健康保険、介護保険とも共通であるが、成果を図る指標として、収納率だけでなく、収納のための資金や外勤嘱託員34名の人員投下によってどれだけの収納額を得ることができたのかという指標も考え、成果とコストの対比を分析することで、現在の体制が適切であるかどうか見直すことが求められる。また、制度改正についての広報紙やチラシの同封による事前説明を行うことによる窓口業務の軽減等の効果を確認する作業も必要である。収納率の目標については、明確な数値目標を持つべきである。さらに目標の達成又は未達成の要因を分析すべきである。

### (別紙) 事業実績

### 【国民健康保険】

# 被保険者数•世帯数

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
被保険者数	399,872	398,880	395,900	391,883	388,915
資格取得数	73,447	71,744	73,342	70,046	70,819
資格喪失数	205,186	72,736	76,322	74,063	73,787
世帯数	239,979	241,443	240,501	239,420	238,983
資格取得数	42,763	42,184	42,162	40,823	41,657
資格喪失数	117,205	40,720	43,104	41,904	42,094

### 高額療養費•療養費支給実績

(金額:千円)

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	療養費 (柔整除<)	件数	14,020	16,189	17,212	17,496	17,955
		金額	302,619	323,466	389,104	414,570	405,608
	高額療養費	件数	132,336	141,487	154,509	160,224	168,312
		金額	8,872,871	9,581,548	10,371,037	10,787,924	11,410,036

# 国民健康保険料 自主減免実績

(金額:千円)

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
自主減免	件数	21,660	24,445	17,675	18,159	18,421
	金額	1,535,352	1,950,031	1,281,902	1,356,581	1,353,326

[※]平成22年度より国の非自発的失業者に対する負担軽減措置が創設された。

(7,862)

7,431

7,105)

## (別紙) 事業実績

## 【介護保険】

介護保険被保険者数、サービス利用者数、収納率

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
第1号被保険者数(人)	340,347	348,246	351,107	360,034	374,966
第2号被保険者数(人)	521,691	524,532	531,309	533,347	528,517
合計(人)	862,038	872,778	882,416	893,381	903,483
サービス利用者数(人)	50,618	52,654	54,940	57,628	59,734
収納率(%)	98.04	98.07	98.23	98.33	98.33

### 高額介護(予防)サービス費・福祉用具購入・住宅改修費支給実績

(金額:千円)

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
高額介護(予	件数	131,871	177,395	210,445	225,008	245,405
防)サービス費	金額	1,538,170	1,688,626	1,835,114	1,949,334	2,099,329
福祉用具購入	件数	6,830	7,009	7,237	7,287	7,265
(田仙川 共 期 八 )	金額	198,391	205,421	213,891	209,834	204,683
住宅改修費	件数	5,252	5,686	6,251	6,734	7,166
任七以 <b>沙</b> 負	金額	535,781	565,438	605,860	649,659	678,422

事務事業名	害虫駆除・動物管理等公衆衛生業務			
所 属 名	保健福祉局健康部地域保健課	評価責任者	地域保健課長 阿辻 覚	

## ≪基本事項≫

目 的	生活環境衛生の整備、地域の感染症の予防、および健康保持に適した生活水準の維持
行財政改革2015 の項目	1、経営資源の有効活用 ①業務プロセスの再構築
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、墓地・埋葬等に関する法律、狂犬 病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律 など
対 象 者	市民一般
事業内容	公衆衛生業務のうち、「行財政改革2015」で業務プロセスの再構築として掲げた業務 ①防疫業務【防疫手(衛生監視事務所)】 衛生害虫・不快害虫の駆除、衛生自治組織に対する薬剤の助成及び薬剤散布機器等の貸し出しなど地区組織の支援 ②造園業務【造園手(墓園管理センター)】 墓園内の樹木の伐採・剪定、園内巡視、設備の補修、苦情対応等の墓園管理業務 ③衛生業務【衛生業務員(斎場管理センター)】 斎場での火葬業務 ④予防衛生業務【予防衛生業務員(動物管理センター)】 犬・猫の引き取り業務や各区等での回収業務、野犬等の捕獲、負傷動物の治療、殺処分、動物愛護業務 ⑤病院業務員業務【病院業務員(環境保健研究所)】 環境保健研究所で使用される器具の洗浄業務及び培地作成業務 ⑥防疫所・自動車運転業務【防疫手及び自動車運転手(予防衛生課)】 検体搬送業務
事業開始年度	

≪事業別コスト等≫ (単位:千円)

			20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	人	、件費	780, 135	940, 195	739, 232	687, 636	609, 341	566, 751
	物	]件費	58, 145	66, 569	68, 299	77, 060	123, 210	115, 968
	_	アルバイト・人 材派遣						
コス	内訳	委託料	58, 145	66, 569	68, 299	77, 060	123, 210	115, 968
Î.		その他物件費						
	洞	<b>述価償却費</b>						
	公	<b>·</b> 債利子						
		合計 (A)	838, 280	1, 006, 764	807, 531	764, 696	732, 551	682, 719
	国	県支出金						
収	使	用料手数料						
	則	<b> </b>						
入	其	<b>性</b> 他収入						
		合計	0	0	0	0	0	0
(差	(差引) 一般財源 (B)		838, 280	1, 006, 764	807, 531	764, 696	732, 551	682, 719
	ñ	英事人員(D)	80人	96人	76人	71人	63人	58人

#### ≪事業実績等≫

			項 目(単位)	【数値目標】		
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度見込み
*****************						
事業実績(C)						
単位あたりコスト	-	-	-	-	-	-
(A/C)						
	-	-	-	-	-	-
市民一人あたりの 市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位:円)	546	653	523	495	475	443

## ≪執行体制≫

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	実施方法 重営・全部委託・一部 系託・その他など)	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託
	労務職	77.0人	93.0人	73.0人	68.0人	60.0人	56.0人
職	嘱託	3. 0人	3.0人	3.0人	3.0人	3.0人	2. 0人
職種等内訳							
内記							
人数)	(参考:定数)	71.0人	71.0人	71.0人	67.0人	59.0人	52.0人
	合計(D)	80人	96人	76人	71人	63人	58人

#### ≪取組状況≫

これまでの 外部評価委員会 における意見	
取組の方向性 (目標)	<ul> <li>①防疫業務 防疫手が行っていた「ハチの巣の駆除・相談業務」、「発生源調査」、「地区組織の支援に関する業務」について、市民・事業者・行政の適切な役割分担を見極め民間活力をさらに導入すると共に、公衆衛生として求められている業務の選択と集中を進める。</li> <li>②造園業務 現行の運営上の課題を整理すると共に、市民からの苦情や緊急時への迅速な対応を維持する方法を検討した上で、更なる民間活力の拡充を進める。</li> <li>③衛生業務 限られた人員で、約350日間開業している施設(鵯越斎場:349日開場)の運営を行っていることから、慢性的に時間外勤務が発生している。そのため、適正な勤務体制の見直しを進めることにより時間外勤務の縮減に取り組む。</li> <li>④予防衛生業務 引き取り後の犬・猫の取り扱いについては殺処分が中心であったが、愛護の考え方へと社会情勢が変化している。この点を踏まえ、業務のあり方を検討すると共に、新たな業務に見合った執行体制へと見直しを進める。</li> <li>⑤病院業務員業務 緊急時の対応や信頼性をどのように確保するかといった点を踏まえ、業務のあり方を検討した上で更なる業務の効率化に取り組む。</li> <li>⑥防疫所・自動車運転業務 公用車の使用目的や使用頻度を確認するなど、業務の現状把握をきめ細かく行った上で、より効率的・効果的な公用車の運用ルールを作成するなど、更なる業務の効率化に取り組む。</li> </ul>
これまでの 再構築・民営化等の 取組み及び成果	平成23年度から「公衆衛生業務あり方検討会」を設置し、各業務の現状確認及び適切な業務のあり方についての検討を開始。同時に、各業務ごとに「分会」を設置し、実際の業務に携わる労務職員との意見交換を進めた。 このような検討を重ねた結果、業務の見直しについて労使間で一定の同意を得ることができ、それに伴う体制の見直しにより人員が削減された(実数80名→58名、定数71名→52名)。
他都市の状況 (政令市との比較)	①防疫業務 ハチの巣駆除を職員が実施している政令市はほとんどない。また、地区組織の支援に関する業務を行っているのは岡山市のみである。 ③衛生業務 政令市の約半数が直接運営している。 ④予防衛生業務 ほとんどの自治体が直接運営している。ただし、社会的な流れによって愛護業務に重点を置く自治体が多くみられる。 ⑤病院業務員業務 政令市及び近隣自治体で民間委託しているのは、本市のほか札幌市・川崎市・兵庫県・大阪府のみであり、これら自治体でも完全には委託していない。

### ≪課題認識≫

課題認識	人員削減にあたっては、市民サービスの低下がないように業務を見直したうえで個々の職員の配置について調整をしなければならず、また、定年までの年数などを考慮した過員配置の解消という課題もある。 一方、適正な業務執行体制の構築及び官民の役割分担という視点でこのような取り組みを進めていることについて、市民への周知も必要であると考えている。 さらに、今回の再構築による新たな業務プロセス及び執行体制についても、時代適合性・補完性・効率性・有効性の視点から絶えず検証を行い、必要な見直しを進めていくべきである。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### ≪評価・分析≫

	27年度における 達成見込み	● 達成 O
内部評価	総合評価	行財政改革2015の中で見直しすることとなった各業務については、「公衆衛生業務のあり方検討会」において、それぞれ本来の業務のあるべき姿についての検討がなされている。この検討会及び各分会の中で、時代への適合性及び事業者・市民との補完の可能性について十分に議論したうえで、適切な業務内容及び執行体制のあり方について一定の方向性を示すことができた。 この「公衆衛生業務あり方検討会」で示した方向性に沿って、適切な業務内容及び執行体制の実現に向け、民間業者への委託業務範囲の拡大や新規の委託契約の締結、一部業務の廃止、執行体制の見直しに向けた調整など、様々な取り組みを進めており、目標達成に向けた実績を着実に収めている。

	取組への評価	<ul><li>○ 積極的な</li></ul>
外部評価	評価理由	業務のあり方の見直しを検討したうえで人員の見直しを行い、経費を低下させてきた取り組みは評価できる。しかし、業務によっては、民間委託により効率化を図ることのできるものが依然として直営で行われ続けていることから、今後の効率化目標を明確にすべきである。まずは、勤務体制のより一層の見直しによる効率的な執行体制を再構築すべきであるが、各事業の公的役割の部分については業務を厳選すべきであり、抜本的な業務プロセスの見直しを行い、更なる民間活力の導入が望まれる。 具体的には、業務ごとに以下の方向で検討する必要があると思われる。 ① [衛生害虫・不快害虫の駆除を主体とする] 防疫業務(衛生監視事務所)については、業務自体を廃止する。 ②造園業務(墓園管理センター)については、完全に民間委託に移行する。 ③衛生業務(斎場管理センター)、④予防衛生業務(動物管理センター)については、民間委託の段階的拡大を図る。 ⑤病院業務員業務(環境保健研究所)については、本業務を廃止し、試験管洗浄及び培地作成を検査研究員の業務に統合する。 ⑥防疫所・自動車運転業務については、民間委託に移行する。

事務事業名	高齢者等福祉施設管理運営業務 ① [特] 特別養護老人ホーム ひよどり台ホー③ [ケ] ケアハウス 和光園 ⑤ [救] 救護施設 和光園	ーム ② [軽] 軽費老人ホームA型 柏寿園 ④ [養] 養護老人ホーム 和光園
所属名	保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課 保健福祉局総務部保護課	評価責任者 高齢福祉課長 樋口 英治 保護課長 大野 浩

#### ≪基本事項≫

目 的	老人等福祉施設の運営
行財政改革2015 の項目	2. 事務事業の最適化 ①民間活力の導入
根拠法令等	社会福祉法、老人福祉法、介護保険法、神戸市老人福祉施設条例、生活保護法
対 象 者	[特] 65歳以上の方で、要介護認定を受けており、身体上または精神上著しい障害のため常時の介護を必要とし、居宅での介護が困難な方 [軽] 65歳以上(夫婦ならどちらかが65歳以上)の方で、1人暮らしもしくは家族との同居が困難な方 [軽] 60歳以上の方で、身体機能の低下、高齢等のため、独立して生活するには不安があり、日常生活において家族の援助を受けることが困難な方 [養] 65歳以上の方で、環境上の理由および経済上の理由で家庭での生活が困難な方 [救] 65歳未満の方で、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護の方
事業内容	[特]入所者の介護、生活指導、診療及び看護、栄養管理及び指導、機能回復訓練等のサービスの提供 [軽]利用者の生活指導、診療及び看護、栄養管理及び指導等のサービスの提供 [ケ]利用者の生活指導、診療及び看護、栄養管理及び指導等のサービスの提供 [養]利用者の養護、生活指導、診療及び看護、栄養管理及び指導等のサービスの提供 [教]入所者の生活指導、診療及び看護、栄養管理及び指導、機能回復訓練等のサービスの提供
事業開始年度	[特] 昭和53年、 [軽] 昭和54年、 [ケ] 平成12年、 [養] 大正13年、 [救] 大正13年

(単位:千円)

### ≪事業別コスト等≫

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	人件費	1, 274, 023	980, 888	955, 979	956, 340	948, 770	910, 010
	物件費	310, 904	259, 695	259, 990	260, 342	252, 261	260, 795
	アルバイト・人 対派遣	15, 732	11, 415	11, 912	13, 658	12, 363	11, 587
	内。委託料	19, 414	16, 355	16, 323	16, 040	17, 303	17, 414
スト	その他物件費	275, 758	231, 925	231, 755	230, 644	222, 595	231, 794
	減価償却費	55, 782	55, 782	55, 782	55, 782	55, 782	55, 782
	公債利子	20, 855	18, 212	15, 514	12, 762	9, 953	7, 088
	合計 (A)	1, 661, 564	1, 314, 577	1, 287, 265	1, 285, 226	1, 266, 766	1, 233, 675
	国県支出金	0	0	0	0	0	0
収	使用料手数料	419, 397	353, 693	354, 834	351, 876	324, 532	408, 708
	財産収入	0	0	0	0	0	0
入	其他収入	225, 967	230, 683	230, 891	214, 689	212, 446	236, 557
	合計	645, 364	584, 376	585, 725	566, 565	536, 978	645, 265
(差	引)一般財源(B)	1, 016, 200	730, 201	701, 540	718, 661	729, 788	588, 410
	従事人員(D)	180人	140人	137人	139人	141人	137人

#### ≪事業実績等≫

			項目(単位)	【数値目標】		
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度見込み
	(入所者延人数	)				
事業実績(C)	3, 670	3, 415	3, 381	3, 135	2, 951	2, 890
単位あたりコスト	453	385	381	410	429	427
(A/C)						29 427
市民一人あたりの 市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位:円)	661	474	454	465	473	382

## ≪執行体制≫

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
(直 妻	実施方法 重営・全部委託・一部 話・その他など)	直営	直営	直営	直営	直営	直営
	事務職	20人	14人	14人	13人	13人	11人
職	技術職	5人	7人	6人	7人	7人	7人
種等	労務職	88人	66人	64人	64人	63人	60人
内訳	任期付短時間勤務職員						
	嘱託	45人	35人	36人	37人	39人	40人
数	アルバイト						
	人材派遣						
	その他	22人	18人	17人	18人	19人	19人
	合計(D)	180人	140人	137人	139人	141人	137人

### ≪取組状況≫

これまでの 外部評価委員会 における意見	民間の施設介護サービス提供事業者は介護保険導入後多くなってきており、当該4施設を受け入れる民間事業者はあると思われる。基本的には、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウスを公設で維持する必要はなく、養護老人ホームについては、緊急時対応など公設の必要性は理解できるが、運営は指定管理者制度などによる民間委託が必要である。施設利用者のニーズに適合したサービスを提供するという観点で、施設の老朽度や入居者の状況を勘案しながら、段階的かつ計画的に、施設の廃止・民営化、民間委託の取り組みを進めるべきである。
取組の方向性 (目標)	官民の役割分担を見極め、最適な手法により民間活力を導入する
これまでの 再構築・民営化等の 取組み及び成果	平成20年度: [ケ] 松寿園へ指定管理者制度導入 平成21年度: [特] 西神戸ホーム休止 平成24年度: [特] 西神戸ホーム廃止、 [軽] 柏寿園の新規入所停止 平成25年度以降: [軽] 柏寿園の現在の入所者の転所完了後廃止
他都市の状況 (政令市との比較)	政令指定都市での直営施設 [特] -名古屋1、大阪1、新潟1 [軽] -岡山1 [ケ] -なし [養] -横浜2、名古屋1、新潟1、岡山1、福岡1 [救] -名古屋2、福岡1

## ≪課題認識≫

課題認識	民間事業者による介護保険サービス提供の広がりやサービス付高齢者向け住宅の登録開始など 高齢者のすまいや老人福祉施設を取り巻く環境が大きく変化している状況の中、今後の情勢や 他都市の動向などを踏まえた上で、施設のあり方について引き続き検討していく必要がある。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## ≪評価・分析≫

	27年度における 達成見込み	○ 達成
内部評価	総合評価	ケアハウスへの指定管理者制度の導入や特別養護老人ホームの廃止、軽費老人ホームA型の廃止 方針の表明といった取り組みを段階的・計画的に進めており、着実に民間活力の導入が図られ ていると考えている。

	取組への言	○ 積極的な 取組実施   ● おおむね   ○ やや   ○ 不十分   ○ 不十分
Ī	┡ 『 『 『 『 『 『 『 『 『 『 『 『 『 『 『 『 『 『 『	前回の外部評価の意見を踏まえ、施設入所者の状況も勘案しながら、段階的かつ計画的に施設の廃止や民間委託を着実に進めてきたことは評価できるが、ここ数年では単位あたりコストに低下傾向が見られない。 高齢者等福祉施設については、民間事業者によるサービス提供も急速に拡大しており、直営で運営している政令指定都市は少ないことからも、公的役割は極めて少ないとの観点で施設のあり方について検討し、民営化や指定管理者制度の導入の取り組みを積極的に進めていくことが望まれる。 具体的には、複合施設である「和光園(ケアハウス、養護老人ホーム、救護施設)」についても、指定管理者制度の導入や民営化を進めるべきである。また、老朽化が進む「ひよどり台ホーム」については、市として施設の更新は行うべきではなく、ニーズに応じて民営化に向けた取り組みを積極的に進めるべきである。

事務事業名	障害者福祉施設管理運営業務				
所 属 名	保健福祉局障害福祉課	評価責任者	障害福祉施設整備担当課長	中野	靖

### ≪基本事項≫

目 的	障害者施設の管理運営
行財政改革2015 の項目	2. 事務事業の最適化 ①民間活力の導入
根拠法令等	障害者総合支援法
対 象 者	利用者(保護者)、市内の主に知的障害児・者(保護者)
事業内容	<ul> <li>●障害福祉サービス事業所(旧知的障害者通所授産施設)</li> <li>・18歳以上の主に知的障害がある方が日中通う施設</li> <li>・たまも園、おもいけ園、もとやま園の3園</li> <li>●障害者支援施設(旧身体障害者療護施設)</li> <li>・重度な障害のある方(主に肢体不自由の方)に、施設で自立した生活が送れるよう日中活動の場と、住まいの場を一体的に提供する施設</li> <li>・さざんか療護園</li> </ul>
事業開始年度	昭和45年度

≪事業別コスト等≫ (単位:千円)

			20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	人	、件費	791, 877	819, 532	803, 304	802, 868	789, 120	794, 990
	物	<b>7件費</b>	110, 607	123, 269	120, 513	121, 702	114, 777	115, 540
	<u> </u>	アルバイト・人 材派遣	25, 061	22, 029	22, 251	21, 039	21, 760	23, 489
コス	内訳	委託料	8, 371	13, 597	13, 167	12, 960	14, 001	16, 289
î		その他物件費	77, 175	87, 643	85, 095	87, 703	79, 016	75, 762
	洞	<b>述価償却費</b>	10, 505	10, 505	10, 505	10, 505	10, 505	10, 505
	公	<b>冷</b> 債利子	0	0	0	0	0	0
		合計 (A)	912, 989	953, 306	934, 322	935, 075	914, 402	921, 035
	国	県支出金	0	0	0	0	0	0
収	使	<b>見用料手数料</b>	0	0	0	0	0	0
	則	<b>才產収入</b>	0	0	0	0	0	0
入	其	<b>L他収入</b>	440, 002	455, 210	460, 208	440, 207	467, 087	540, 200
		合計	440, 002	455, 210	460, 208	440, 207	467, 087	540, 200
(差	(差引) 一般財源 (B)		472, 987	498, 096	474, 114	494, 868	447, 315	380, 835
	ñ	従事人員(D)	103人	104人	103人	104人	102人	103人

#### ≪事業実績等≫

			項 目(単位)	【数値目標】		
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度見込み
	(利用者数(定	員))				
事業実績(C)	190	190	190	190	190	190
単位あたりコスト	4, 805	5, 017	4, 917	4, 921	4, 813	4, 848
(A/C)						
市民一人あたりの 市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位:円)	308	323	307	320	290	247

### ≪執行体制≫

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	実施方法 重営・全部委託・一部 話・その他など)	直営	直営	直営	直営	直営	直営
	事務職	30人	31人	31人	32人	32人	32人
職	技術職	5人	6人	6人	5人	4人	5人
種等	労務職	40人	41人	39人	39人	39人	39人
内訳	任期付短時間勤務職員						
	嘱託	14人	12人	13人	12人	10人	人8
人 数 )	アルバイト	5人	5人	5人	5人	5人	7人
	人材派遣	0人	0人	0人	1人	0人	0人
	その他	9人	9人	9人	10人	12人	12人
	合計(D)	103人	104人	103人	104人	102人	103人

### ≪取組状況≫

これまでの 外部評価委員会 における意見	●知的障害児(者)通所施設(平成16年度) ・施設の振り分けについて、利用者の満足度に関する情報を引き出す努力が必要 ●さざんか療護園(平成15年度) ・公共性の高い事業であるが、人件費削減方策を検討する必要がある				
取組の方向性 (目標)	公立の障害者施設について、民間活力の導入の検討を進める。				
これまでの 再構築・民営化等の 取組み及び成果	●たまも園 ・本市における障害児・者施策拠点の再構築の一環(神戸市総合療育センターを障害児の拠点として再構築する)として、現在、神戸市総合療育センター(長田区丸山町)内にある障害者通所施設「たまも園」の平成27年度の長田区細田町への外部移転及び民間移管(民間事業者が施設を建設・運営)を行う。民間移管に際しては、「生活介護サービス」の定員増加や「短期入所サービス」の新設など、サービスの拡大を図る。 【これまでの取り組み】 平成24年度 たまも園についての計画の策定 たまも園保護者・地元住民への説明 平成25年度 住民説明会の開催(6/30) たまも園の移管を受ける法人募集要項の配布(公募開始)(8/19)  ●その他の園(おもいけ園・もとやま園・さざんか療護園)・民間活力の導入について検討を進めていく				
他都市の状況 (政令市との比較)	●障害福祉サービス事業所(旧知的障害者通所授産施設) ・・・ 公営は神戸市3(たまも園、おもいけ園、もとやま園) ●障害者支援施設・・・・ 公営は横浜市1、神戸市1(さざんか療護園)				

### ≪課題認識≫

課題認識	神戸市立の障害者施設(たまも園・おもいけ園・もとやま園、さざんか療護園)は昭和45年~53年に開設された施設である。当時は市内に同種の民間施設は皆無であり、各園の果たしてきた役割は大きいものであった。しかし、その後社会福祉法人が経営する施設が多数設立されるに至り、必ずしも公設公営である意義が薄れている。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## ≪評価・分析≫

	27年度における 達成見込み	<ul><li>○ 達成</li><li>○ 達成</li><li>○ 達成までは</li><li>○ その他(方針変更等)</li></ul>
内部評価		●たまも園 ・「時代適合性」「補完性」「効率性」「有効性」の4つの視点から分析して、十分な評価が得られると考えられる。 ・計画の進捗についても、現在までのところ概ね予定どおり進められている。
		●その他の園 ・平成27年度における達成は難しいが、民間活力の導入について引き続き検討を進める。

	取組への評価	<ul><li>○ 積極的な O おおむね ● やや O 不十分</li></ul>
外部評価	評価理由	「たまも園」の民間移管を進め、単位あたりのコストを低下させてきている取り組みは評価できる。しかし、「たまも園」については、施設の開設当時から約40年経過し、その後、社会福祉法人が運営する施設が多数設立されているなどの環境変化からみて、必ずしも公設公営である必要はなくなってきている。当初の外部評価(H15)での民間活力を導入すべきという意見に対する取り組みは、4園のうち1園のみでの取り組みであり、十分とはいえない。他都市との比較からみても、本事業における公的役割についての更なる見直しが必要である。「たまも園」以外の施設についても検討が進められているが、所管課において「必ずしも公設公営である意義が薄れている」との課題認識がある以上、民間活力の導入をもう少しスピード感をもって積極的かつ計画的に推進することが求められる。具体的には、「もとやま園」「おもいけ園」「さざんか療護園」についても、民営化、あるいは指定管理者制度導入に向けた具体的な計画を早急に策定すべきである。なお、民間移管する「たまも園」における有効性の検証にあたっては、アンケートなどの客観的なデータを揃える必要がある。

事務事業名	福祉施設への上下水道減免					
所 属 名	保健福祉局総務部計画調整課	評価責任者	計画調整課長	永田	章彦	

### ≪基本事項≫

目 的	民間社会福祉 目的とする	民間社会福祉施設の利用者の処遇向上に寄与するために、施設の経営安定化を支援することを 目的とする				
行財政改革2015 の項目		めた負担の公平性等の観点を めの受益と負担の一層の適正			民サービスを将来にわたり提	
根拠法令等	水道条例施行	規程・下水道条例施行規則				
対 象 者	民間社会福祉	施設				
事業内容	う。 減免率 特養・老人デイ	施設に対して、水道料金及の 施設種別 平成24年度まで 平成25年度~ 平成26年度~(予定) 施設(養護老人ホームなど)	水道 本道 Δ10% 減免無し	下水道 △50% <b>△30%</b> 減免無し	、卜記の減額又は免除を行	
	障害福祉施設(施設入所支援、就労支援施設など) 救護施設等		△20%	△100%		
事業開始年度	事業開始年度 昭和43年度(水道)・昭和32年度(下水)					

≪事業別コスト等≫ (単位:千円)

			20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	人	件費	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000
	物	件費	229, 260	237, 479	262, 392	283, 164	279, 060	199, 703
	<u> </u>	アルバイト・人材派遣						
コス	内訳	委託料	(各会計への繰出	出金)				
<b>F</b>		その他物件費	229, 260	237, 479	262, 392	283, 164	279, 060	199, 703
	減	価償却費						
	公	債利子						
		合計 (A)	230, 260	238, 479	263, 392	284, 164	280, 060	200, 703
	国	県支出金						
収	使	用料手数料						
	財	産収入						
入	其	他収入						
		合計	0	0	0	0	0	0
(差	引)	) 一般財源 (B)	230, 260	238, 479	263, 392	284, 164	280, 060	200, 703
	従	生事人員(D)	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人

#### ≪事業実績等≫

			項目(単位)	【数値目標】		
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度見込み
	対象施設数 ※1	下水道使用料の徴収シ	ステムの変更により、	平成20・21年度の減免	額については、施設ご	との抽出不可
事業実績(C)	*	*	366	379	413	286
  単位あたりコスト	-	-	720	750	678	702
(A/C)						
	-	-	-	-	-	-
市民一人あたりの 市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位:円)	150	155	171	184	182	130

## ≪執行体制≫

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
(直	実施方法 重営・全部委託・一部 気託・その他など)	直営	直営	直営	直営	直営	直営
	事務職	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人
職	技術職						
種等	労務職						
内訳	任期付短時間勤務職員						
$\widehat{}$	嘱託						
数	アルバイト						
	人材派遣						
	その他						
	合計(D)	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人

#### ≪取組状況≫

これまでの 外部評価委員会 における意見	
取組の方向性 (目標)	これまで、本市の現行制度は、社会福祉施設の安定的な運営に寄与してきたところである。 一方、①認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所など、平成18年度に創設された新たなサービス提供施設については減免対象となっていないなど、従来からある社会福祉施設との公平性の問題があること、②政令指定都市の中で、現在減免を実施しているのは5都市のみ(本市を除く)であり、他都市と比較しても手厚い制度となっていること 等が継続実施についての課題となっている。しかし、③介護保険制度の導入や度重なる障害者制度の改正など、一部で外的な環境の変化があったものの、社会福祉施設の運営状況はさまざまであることから、本制度を継続させ、社会福祉施設の経営悪化に伴う利用者へのしわ寄せなどを回避してきたところである。こうした中、改めて「時代適合性」の観点からも、本制度のあり方について検討を行いたいと考えている。なお、特別養護老人ホーム等については、介護保険施設間での公平性等の観点から、既に下記の見直しを行ったところである。
これまでの 再構築・民営化等の 取組み及び成果	特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンターの介護保険施設については、平成17年度に制度の全廃を前提に見直しを行い、経過措置をとっていたが、平成25年4月より水道料金の減免を廃止(10%減免⇒0)し、今年度末には下水道使用料の減免も廃止(30%減免⇒0)を予定している。 この見直しにより、24年度予算と比べ、25年度予算で△0.9億円(水道△0.3+下水△0.6)、26年度予算で△1.7億円(水道△0.3+下水△1.4)の効果額を見込んでいる。
他都市の状況 (政令市との比較)	別紙のとおり

## ≪課題認識≫

	見直しにあたっては、施設運営への大きな支障や利用者への負担の転嫁が無いよう、配慮する 必要がある。
--	------------------------------------------------------

## ≪評価・分析≫

<b>卢</b> 剖評価	4	27年度における 達成見込み	O 達成 O 達成までは ● その他(方針変更等) 達成 B難
台灣	羽平		上記の方向性でも示したとおり、「時代適合性」という観点で、今後の制度のあり方について 改めて検討を開始する必要があると考えている。

	取組への評価	<ul><li>○ 積極的な O おおむね O やや 取組実施 O +分</li><li>● 不十分</li></ul>
外部評価	評価理由	25年度から見直された介護保険施設における上下水道料金減免の廃止は、介護保険施設間での公平性の観点から行われた同施設に対するもののみであり、その他の老人福祉施設、児童養護施設等は従来どおりの減免が行われたままとなっている。福祉施設に対する優遇制度には、これ以外にも多様な補助や減免等があるため、単独の制度ごとに考えるのではなく、制度全体の中で総合的に判断するべきである。本減免については、制度の不公平が生じる可能性の高い制度であることから廃止に向けて早急に検討することが望まれる。減免の廃止にあたっては、施設を運営する法人の経営に対する影響を把握しておく必要があると思われる。

※こども家庭局の「福祉施設への上下水道減免」と同様の評価理由である。

事務事業名	福祉施設への上下水道減免	祉施設への上下水道減免				
所 属 名	こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課 こども家庭局子育て支援部保育振興課	二二十二十二	こども家庭支援課長 保育振興課長 高田	本多純	章浩	

## ≪基本事項≫

目 的	民間社会福祉施設の経営の安定を図ることで、児童処遇の向上を図る。
行財政改革2015 の項目	将来世代を含めた負担の公平性等の観点を踏まえ、真に必要な市民サービスを将来にわたり提供していくための受益と負担の一層の適正化 (事務事業の最適化)
根拠法令等	水道条例施行規程・下水道条例施行規則
対 象 者	民間社会福祉施設(児童養護施設・乳児院・母子生活支援施設・保育所)
事業内容	民間社会福祉施設(児童養護施設・乳児院・母子生活支援施設・保育所)に対し、水道料金の 20%を減額、下水道使用料の全額を免除する。
事業開始年度	昭和43年度(水道)・昭和32年度(下水)

≪事業別コスト等≫ (単位:千円)

			20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	人	、件費	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000
	物	]件費	74, 043	76, 315	84, 232	73, 409	79, 066	73, 912
	<u> </u>	アルバイト・人 材派遣						
コス	内訳	委託料	(各会計への繰出	1金)				
Î,		その他物件費	74, 043	76, 315	84, 232	73, 409	79, 066	73, 912
	減	<b>适価償却費</b>						
	公	:債利子						
		合計 (A)	75, 043	77, 315	85, 232	74, 409	80, 066	74, 912
	国	]県支出金						
収	使	用料手数料						
	財	産収入						
入	其	他収入						
		合計	0	0	0	0	0	0
(差	引	)一般財源(B)	75, 043	77, 315	85, 232	74, 409	80, 066	74, 912
	兺	送事人員(D)	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人

#### ≪事業実績等≫

	項目(単位)【数値目標】							
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度見込み		
	対象施設数 ※1	下水道使用料の徴収シ	ステムの変更により、	平成20・21年度の減免	額については、施設ご	との抽出不可		
事業実績(C)	*	*	293	298	312	292		
  単位あたりコスト	_	_	291	250	257	257		
(A/C)								
市民一人あたりの 市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位:円)	49	50	55	48	52	49		

## ≪執行体制≫

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
(直	実施方法 直営・全部委託・一部 委託・その他など)	直営	直営	直営	直営	直営	直営
	事務職	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人
職	技術職						
種等	労務職						
内訳	任期付短時間勤務職員						
	嘱託						
数	アルバイト						
	人材派遣						
	その他						
	合計(D)	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人

#### ≪取組状況≫

これまでの 外部評価委員会 における意見	
取組の方向性 (目標)	これまで、本市の現行制度は、社会福祉施設の安定的な運営に寄与してきたところである。 一方、①政令指定都市の中で、現在減免を実施しているのは5都市のみ(本市を除く)であ り、他都市と比しても本市制度の内容は非常に手厚いものとなっていることが、継続実施につ いての課題となっている。 しかし、②児童福祉施設の運営状況はさまざまであることから、本制度を継続させ、児童福 祉施設の経営悪化を回避し、児童処遇の向上を図ってきたところである。 こうした中、改めて「時代適合性」の観点からも、本制度のあり方について検討を行いたい と考えている。
これまでの 再構築・民営化等の 取組み及び成果	
他都市の状況 (政令市との比較)	別紙のとおり

#### ≪課題認識≫

課題認識	見直しにあたっては、施設運営に大きな支障が生じ、利用者の処遇の低下を招かないよう配慮する必要がある。また、 (1)保育所については、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行され、国の定める給付(運営費)単価を含め、制度全般にわたる改正が予定されている。 (2)児童養護施設等においても、家庭的養護を推進するため、平成27年度から41年度を計画期間とする「家庭的養護推進計画」の策定が各施設に義務付けられており、この中で施設の小規模化など施設のあり方等についても検討することとなる。 これらの動向を注視しながら、本制度のあり方について検討していく必要がある。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## ≪評価・分析≫

<b>卢</b>		<ul><li>○ 達成</li><li>○ 達成</li><li>○ 達成</li><li>○ 達成</li><li>○ をの他(方針変更等)</li></ul>
評価		課題認識で示した内容が今後具体化されていく段階で、施設運営にどのような影響があるのか 見極めながら、制度のあり方について改めて検討する必要があると考えている。
	取組への評価	<ul><li>○ 積極的な O おおむね O やや</li></ul>
か音評価	<u> </u>	25年度から見直された介護保険施設における上下水道料金減免の廃止は、介護保険施設間での公平性の観点から行われた同施設に対するもののみであり、その他の老人福祉施設、児童養護施設等は従来どおりの減免が行われたままとなっている。福祉施設に対する優遇制度には、これ以外にも多様な補助や減免等があるため、単独の制度ごとに考えるのではなく、制度全体の中で総合的に判断するべきである。本減免については、制度の不公平が生じる可能性の高い制度であることから廃止に向けて早急に検討することが望まれる。減免の廃止にあたっては、施設を運営する法人の経営に対する影響を把握しておく必要があると思われる。

※保健福祉局の「福祉施設への上下水道減免」と同様の評価理由である。

## (別紙) 他都市の状況

他都市での社会福祉施設に対する減免実施状況

都市名	水道料金	下水道使用料		
千葉市	従量料金 30%減額	_		
川崎市	_	10%減額		
相模原市	40%減額	_		
大阪市	20%減額(※1)	20%減額(※1)		
広島市	基本料金免除	基本使用料免除		

%1 市政改革プランに基づき、24 年度まで $\triangle$ 40%の減額制度を、25 年度に $\triangle$ 20%の経過措置を設けた上で 26 年度に廃止予定

※2 岡山市は17年度、横浜市及び名古屋市は20年度に減免制度を廃止済み

事務事業名	ごみ収集業務			
所 属 名	環境局資源循環部庶務課	評価責任者		幹生 広行

### ≪基本事項≫

目的	生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保する。また、分別の徹底による資源化をより一層推進し、環境への負担が低減された循環型社会の構築をめざす。
行財政改革2015 の項目	1. 経営資源の有効活用 ①業務プロセスの再構築
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (第四条 第一項および第六条の二 第一項) 神戸市廃棄物の適正処理, 再利用及び環境美化に関する条例 (第三条 第一項)
対 象 者	神戸市内の一般家庭
事業内容	(収集) 家庭系ごみについては、全市域を神戸市一般廃棄物処理実施計画の計画区域として各区に環境局事業所を配置し、収集作業を行っている。 平成16年11月からは、「6分別収集」、平成20年11月からは「家庭系ごみの指定袋制度」と「大型ごみの申告有料収集」、平成23年4月からは「容器包装プラスチック」の分別収集を全市で実施している。 (クリーンステーション) 平成25年4月現在、市内には燃えるごみは約19,700ヶ所、燃えないごみは約11,100ヶ所、缶・びん・ペットボトルは約11,400ヶ所、容器包装プラスチックは約12,400ヶ所のクリーンステーションがあり、維持管理については利用する地域住民が担っている。また、クリーンステーションがあり、維持管理については利用する地域住民が担っている。また、クリーンステーションの新設にあたっては、「神戸市開発指導要綱」などに基づき、設置するよう指導している。 (中継) 収集作業の効率化をはかるため、ごみの一部を中継地へ搬入し、集約して処分地及び処理施設へ搬出している。 (ひまわり収集及びひまわり110番の実施) 地域や身近な人たちによるごみ出しの協力が得られず、かつ、ごみを持ち出すことが困難な高齢者や障がい者に対して、ごみを玄関先で収集する「ひまわり収集」を行っている。平成13年11月より全市実施しており、平成25年7月現在1,440件の収集を行っている。また、平成16年11月より、ごみ収集車などに「ひまわり110番」のステッカーを貼って表示・運行し、市民生活の身近なところでの事件・事故の初期対応などを目的に日常業務の中で見守り活動を行っており、平成24年度は14件の実績をあげている。
事業開始年度	1900年(明治33年)4月1日施行 汚物掃除法 1954年(昭和29年)7月1日施行 清掃法 1971年(昭和46年)9月24日施行 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

≪事業別コスト等≫ (単位:千円)

			20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	人	件費	9, 453, 889	9, 099, 054	9, 214, 158	9, 059, 446	8, 752, 705	8, 466, 788
	物	件費	1, 337, 338	1, 273, 193	1, 267, 890	1, 275, 604	1, 273, 701	1, 235, 046
	(	アルバイト・人 材派遣	0	0	0	0	0	0
コス	内訳	委託料	0	0	0	0	0	0
Î.	)	その他物件費	1, 337, 338	1, 273, 193	1, 267, 890	1, 275, 604	1, 273, 701	1, 235, 046
	減	価償却費	303, 239	296, 296	295, 584	292, 521	288, 170	288, 995
	公	債利子	16, 006	16, 158	15, 747	14, 775	9, 866	6, 382
		合計 (A)	11, 110, 472	10, 684, 701	10, 793, 379	10, 642, 346	10, 324, 442	9, 997, 211
	国	県支出金	0	0	0	0	0	0
収	使	用料手数料	0	0	0	0	0	0
		産収入	0	0	0	0	0	0
<b>A</b>	其	他収入	0	0	0	0	0	0
		合計	0	0	0	0	0	0
(差	引)	一般財源 (B)	11, 110, 472	10, 684, 701	10, 793, 379	10, 642, 346	10, 324, 442	9, 997, 211
	従事人員(D)		962.0人	928. 0人	946.0人	930.0人	895.0人	866.0人

### ≪事業実績等≫

	項 目(単位)【数値目標】						
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度見込み	
事業実績(C)	家庭ごみ収集量	(トン)					
	413, 880	329, 751	322, 266	315, 621	313, 797	306, 213	
単位あたりコスト	家庭ごみ収集量(千円/トン)						
(A/C)	27	32	33	34	33	33	
市民一人あたりの 市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位:円)	7, 231	6, 933	6, 990	6, 890	6, 695	6, 489	

#### ≪執行体制≫

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
(正	実施方法 直営・全部委託・一部 委託・その他など)	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託
	事務職	41.0人	42.0人	46.0人	46.0人	44.0人	43.0人
職	技術職	0.0人	1.0人	5.0人	3.0人	3.0人	3.0人
種等	労務職	896.0人	857.0人	857.0人	844.0人	818.0人	789. 0人
内訳	任期付短時間勤務職員						
$\widehat{}$	嘱託	25.0人	28. 0人	38.0人	37.0人	30.0人	31.0人
数)	アルバイト						
	人材派遣						
	その他						
	合計(D)	962.0人	928.0人	946.0人	930.0人	895.0人	866.0人

#### ≪取組状況≫

これまでの 外部評価委員会 における意見	これまでの再構築の取り組みは一定評価する。他都市の動向も参考にはなるが、他都市には他都市の事情があり、神戸市独自の判断を尊重してもいいのではないか。また、行政のセーフティネットの観点から行政の役割を強調しすぎる印象を受けることから、より広い観点で行政の役割を検討する必要がある。粗大ごみの有料化については、これがどのような効果をもたらしたかの検証が必要である。なお、「今後の方向性」の中で、市民サービスの向上と収集体制の効率化の両立とあるが、これらを実際にどのようにして事後的に検証していくのか、今後検討してもらいたい。本事業の今後の方向性としては、段階的に民間委託を進めるとともに、段階を経て適切な委託割合を見出していただきたい。また、直営となる部分については、労務職員の人件費を民間企業等の水準を参考に削減するとともに、執行体制を見直すなど、効率化を進めていただきたい。
取組の方向性 (目標)	【効率的な収集体制】 事業所・自動車管理事務所で運営しているごみ収集業務について、業務の効率化や民間活力 の活用など体制の見直しを検討していく。

#### 【○ 給与水準の見直し

#### 【環境業務手当の廃止】 (▲ 1億9,378万円 /平成22年度実績)

平成23年7月末をもって定車制手当を廃止、平成24年3月末をもって残る応援手当、欠員手当、代務手当を廃止した。

#### 【時間外勤務手当の縮減】 (平成23-24年度比 ▲ 1億6,240万円)

早朝や夕方における業務の見直し及び祝日の業務効率化により、平成24年度の時間外勤務は 前年比で52,067時間を削減した。(約3割減)

#### ○ 執行体制の見直し

#### 【2人乗車体制を導入】

平成24年4月より、2 t パッカー車1台につき3名(運転手1名、作業手2名)で行っていた収集作業を2名(運転手1名、作業手1名)で行うこととした。これによって、収集業務にかかる必要人員が773名から552名となり、その差221名については、退職不補充や他局への配置転換、希望退職制度の実施などを行ってきており、現在148名までに減少している。

#### これまでの 再構築・民営化等の 取組み及び成果

#### 【適正排出推進員の取り組み】

2人乗車導入に伴って生み出された、現在148名の人員については、平成24年4月から「適正排出推進員」として、ごみの減量・資源化を目的としてクリーンステーションの排出状況の調査、地域住民への直接指導などの業務を行っている。これらの取り組みは、「神戸市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの処理量を平成32年までに平成20年度の30%削減、あるいは資源化率を35%達成ということを目標としている。また、平成27年度までにごみ処理量をピーク時(平成12年度)の半減以下にするという中間目標達成に向けて、ごみの減量・資源化に取り組んでいるところである。

この計画をもとに、平成29年には第11次クリーンセンターが供用開始され、現在の4クリーンセンターから3クリーンセンター体制へと焼却体制が移行する予定であり、さらなるごみの減量・資源化を進めていく必要がある。

#### 【事業所と自動車管理事務所の統廃合】

収集作業の効率化を図るため、平成24年3月末をもって、兵庫区と長田区を担当していた自動車管理事務所中部車庫を廃止し、それぞれの事業所と組織統合を行った。中部車庫を廃止したことによって、兵庫事業所が旧中部車庫の建物に移転し、JR兵庫駅に近い場所にあった旧兵庫事業所の土地は、市営住宅の建設用地として活用される予定である。

#### 〇 大型ごみの申告有料収集の導入効果

平成20年11月より、大型ごみの申告有料収集及び家庭系ごみの指定袋制度を全市で実施し、燃えないごみを含めたごみ排出量が、平成19年度の52,925トンから平成21年度の28,871トンへ減少した。

# 他都市の状況 (政令市との比較)

神戸市では、傭車の活用や中継搬出業務に民間活力を導入している。他の政令市では、ごみ 収集業務の一部もしくは全部を民間業者に委託している状況である。

#### ≪課題認識≫

#### 課題認識

一般廃棄物の処理は神戸市の責任であり、市民の安全で快適な生活に欠かせない業務である と認識している。その責任を果たしつつ、できるだけ効率的な収集体制を検討していく。

### ≪評価・分析≫

内部	27年度における 達成見込み	<ul><li>○ 達成</li><li>○ 達成</li><li>○ 達成</li><li>○ をの他(方針変更等)</li><li>○ 大の他(方針変更等)</li></ul>
評価	総合評価	パッカー車における2人乗車体制の導入や環境業務手当の廃止など、効率化に向けた取り組みができていると認識している。

	取組への評価	○ 積極的な 取組実施 O +分 O 不+分
外部評価	評価理由	ごみの分別が進み家庭ごみ収集量は5年間で約25%減少している中、収集体制を見直し効率化に努めているものの、人件費総額がそれほど減少していないため、単位あたりコストの低下に結びついていない。ごみ収集量の減少に応じて人件費を直ちに削減できるわけではないが、直営による収集が効率化において限界であることを示しているとも考えらえる。パッカー車の二人乗車体制の導入などの見直しが行われ、時間外勤務も削減されてはいるものの、執行体制見直しにより生じた人員に係る業務の見直しや配置転換が十分進んでいない点が課題である。また、この収集体制見直しにより生じた人員を活用し、適正排出推進業務に力を入れているということであるが、その成果が見えてこない。神戸市一般廃棄物処理基本計画の24年度版年次レポートにおいても、「手付かず食品の排出量」「家庭系の「燃えないごみ」の分別ルール適合率」の数値は低水準であり、これらの目標の達成度合で業務を評価し、方法、内容を改善していくべきである。「直営を前提として効率化をはかる」というのは合理的ではなく、長期的には事業全体の民間委託をにらんで、まずは事業所ごとに段階的な民間委託を進めるなど効率化の試みをしていく必要があると思われる。また、短期的な費用節減についても、現状の課題となっている時間外勤務について、休日祝日の振り替えの徹底化や勤務時間の割り振りにより、是非とも削減に向けた取り組みを行っていただきたい。

事務事業名	ごみ処理業務				
所 属 名	環境局資源循環部庶務課	評価責任者	庶務課長 職員担当課長	米田 大原	幹生 広行

## ≪基本事項≫

目 的	生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保する。また、分別の徹底による資源化をより一層推進し、環境への負担が低減された循環型社会の構築をめざす。
行財政改革2015 の項目	1. 経営資源の有効活用 ①業務プロセスの再構築
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (第四条 第一項および第六条の二 第一項) 神戸市廃棄物の適正処理, 再利用及び環境美化に関する条例 (第三条 第一項)
対 象 者	神戸市内の一般家庭および事業者
事業内容	(焼却) 収集したごみのうち、燃えるごみは衛生的処理及び減容化を目的としてクリーンセンターで焼却している。 ごみの焼却により生じた灰は、大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス事業)による処分場で埋立処分している。 また、各クリーンセンターにおいては、焼却処理に伴う公害を防止するため、排ガス処理設備、排水処理設備などを設置している。さらに、焼却により発生する熱(余熱)を蒸気にして利用し、発電を行っており、温室効果ガスの排出削減にも寄与している。(破砕・選別) 収集された「大型ごみ」「燃えないごみ」及び事業系一般廃棄物の「粗大(不燃)ごみ」については、布施畑環境センターで埋立処分をしているが、最終処分地延命化のため、同センター内にある破砕選別施設で破砕し、資源物・可燃物・不燃物に選別して、資源物は売却、可燃物はクリーンセンターで焼却している。 また、「缶・びん・ペットボトル」については、資源リサイクルセンターにおいて、アルミ缶、スチール缶、びん及びペットボトル」については、資源リサイクルセンターにおいて、アルミ缶、スチール缶、びん及びペットボトル高と上で、圧縮処理を行い資源化を促進している。「容器包装プラスチック」については、民間委託している中間処理施設で不純物や汚れたものを取り除いた後、圧縮処理を行い、再商品化事業者に引き渡し、資源化を促進している。(埋立処分) 一般廃棄物のうち、焼却不適物及び不燃性廃棄物については、布施畑環境センターで埋立処分している。 埋立処分に伴う浸出水については、排水処理設備を設置し、浸出水の浄化に万全を期している。
事業開始年度	1900年(明治33年)4月1日施行 汚物掃除法 1954年(昭和29年)7月1日施行 清掃法 1971年(昭和46年)9月24日施行 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

≪事業別コスト等≫ (単位:千円)

			20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	人	件費	3, 225, 422	3, 090, 724	2, 849, 231	2, 729, 813	2, 663, 051	2, 661, 406
	物	件費	5, 077, 260	4, 812, 670	4, 683, 354	5, 164, 168	4, 986, 254	5, 512, 536
	<u> </u>	アルバイト・人 材派遣	0	0	0	0	0	0
コス	内訳	委託料	1, 257, 211	1, 267, 914	1, 263, 996	1, 602, 691	1, 588, 807	1, 677, 340
î		その他物件費	3, 820, 049	3, 544, 756	3, 419, 358	3, 561, 477	3, 397, 447	3, 835, 196
	減価償却費		2, 878, 443	2, 330, 214	2, 389, 885	2, 457, 391	2, 424, 901	2, 418, 964
	公	·債利子	782, 538	716, 699	543, 956	467, 482	383, 070	340, 596
		合計 (A)	11, 963, 663	10, 950, 307	10, 466, 426	10, 818, 854	10, 457, 276	10, 933, 502
	国県支出金		0	0	0	0	0	0
収	使	用料手数料	2, 757, 011	2, 793, 766	2, 792, 829	2, 865, 519	2, 936, 532	3, 167, 173
入		·産収入	3, 876	5, 871	8, 874	5, 505	6, 651	7, 188
	其	他収入	1, 188, 560	1, 063, 755	997, 018	1, 423, 244	1, 600, 820	1, 624, 970
		合計	3, 949, 447	3, 863, 392	3, 798, 721	4, 294, 268	4, 544, 003	4, 799, 331
(差	引	)一般財源(B)	8, 014, 216	7, 086, 915	6, 667, 705	6, 524, 586	5, 913, 273	6, 134, 171
	従事人員(D)		327.0人	316.0人	294. 0人	284.0人	285.0人	288. 0人

### ≪事業実績等≫

			項 目 (単位)	【数値目標】		
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度見込み
事業実績(C)	ごみ処理量(ト	ン)				
	620, 121	531, 086	521, 339	515, 773	512, 645	504, 626
単位あたりコスト	ごみ処理量 (千円/トン)					
(A/C)	19	21	20	21	20	22
市民一人あたりの 市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位:円)	5, 216	4, 598	4, 318	4, 224	3, 834	3, 982

#### ≪執行体制≫

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	実施方法 直営・全部委託・一部 委託・その他など)	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託
	事務職	7.0人	8. 0人	6.0人	6.0人	6.0人	6.0人
職	技術職	43.0人	40.0人	33.0人	32.0人	31.0人	31.0人
種等	労務職	270.0人	257.0人	241.0人	229. 0人	218.0人	215.0人
内訳	任期付短時間勤務職員						
$\widehat{}$	嘱託	7.0人	11.0人	14.0人	17.0人	30.0人	36.0人
人数)	アルバイト						
	人材派遣						
	その他						
	合計(D)	327.0人	316.0人	294.0人	284.0人	285.0人	288.0人

#### ≪取組状況≫

これまでの 外部評価委員会 における意見	ごみの減量・資源化施策の効果に関して、数量的分析を行うことで、今後の適切な施策を実施するための情報が得られるものと考えられる。他都市が直営かどうかを知るだけでは余り参考とならず、それによってどの程度効率化が進んでいるか、などの情報を収集してこそ、今後の方針に役立つものと考えられる。今後の方向性としては、段階的に民間委託を進めるとともに現在一部委託となっている計量業務等についても外郭団体への特命随意契約を見直して一般競争入札に移行し、さらなる効率化を図るべきである。
取組の方向性 (目標)	【クリーンセンターの運営体制の見直し】 2015年(平成27年)以降になるが、現在建設中の第11次クリーンセンターが平成29年度に稼働予定であり、現在の4クリーンセンターから3クリーンセンター体制へと焼却体制が移行する予定である。3クリーンセンター体制になることで、クリーンセンター1施設分の経費が削減される。(イニシャルコスト:1施設あたり約300億円/政令市平均、ランニングコスト:約6億円/年間平均)また、クリーンセンターの運営に関しては、1日あたりのごみ処理能力は4クリーンセンター合計2,550トンから、3クリーンセンター合計2,100トンへ減少することから、将来にわたってごみを安全かつ安定的・継続的に処理するといった観点が重要であり、質の向上を重視しつつ、引き続きごみの減量・資源化を推進し、循環型社会を構築していく必要がある。

#### 【○ 執行体制の見直し

│ ごみの減量・資源化の推進の成果により、平成21年度に落合クリーンセンターの焼却停止・ |中継化を実施し、5クリーンセンターから4クリーンセンター体制へ移行した。

平成24年4月から、東クリーンセンターで班体制の見直し(1班9名→8名)を行い、必要人員を5名減らしている。

クリーン神戸リサイクル (株) への特命随意契約については、段階的に見直しを行っている。

また、高齢者(嘱託職員)を配置するなど、コスト削減にも寄与している。

#### 〇 給与水準の見直し

#### 【環境業務手当の廃止】

平成24年3月末をもって、代務手当を廃止した。(▲5,823万円/平成22年度実績)

### 【時間外勤務手当の縮減】

#### これまでの 再構築・民営化等の 取組み及び成果

公務能率の向上に努めた結果、平成24年の時間外勤務は前年比で4,673時間を削減した。(約 1割減)

#### 〇その他

#### 【クリーンセンターの売電入札導入の効果】

従来、関西電力(株)と随意契約していたが、平成21年度から一般競争入札に移行した。この結果、4クリーンセンター合計で、平成24年度と平成20年度を比較すると、年間約4億円の収入増となっている(約2億8千万円→約6億8千万円)。さらに平成25年4月から東クリーンセンターについては、再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT制度)を導入したこともあり、今年度については、平成24年度(加重平均14.76円/kWh)を上回る売電単価(加重平均18.36円/kWh)となっている。

#### 【排ガス処理施設の維持管理の見直し】

メーカー推奨の交換周期は、5~6年になっているが、クリーンセンターの排ガス分析結果及び休炉時の点検結果を見ると、交換時期を延長することは可能と考えられたこと及び交換には多額の費用(約6,000万円/炉)がかかることから、ろ布の劣化診断(物理的強度、通気性、ろ布の外観や断面状況)を行い、その結果をもとに9~10年でろ布の交換を行った。

# 他都市の状況 (政令市との比較)

処理施設は、プラントメーカーの特許や独自技術が多いという特殊性があり、プラントメーカー及び関連企業以外で、設備の詳細な内容を把握することや突発的な故障等に迅速に対処することは困難であることから、競争原理が働きにくいと考えている自治体は多い。むしろ、職員が処理施設特有の経験や知識を身に付けることにより、各施設の実態に即したメンテナンスが可能となり、長寿命化が図られ、結果としてライフサイクルコストが低減すると考える自治体もある。

これまでも基幹的なプラントの点検・整備はプラントメーカーに委託しており、施設の安全 で安定した運転を前提に、さらなる効率化について引き続き検討を進めている。

#### ≪課題認識≫

#### 課題認識

現在の4クリーンセンターから平成29年度の3クリーンセンター体制への、焼却体制の移行に伴って、効率的な処理体制の検討を行うとともに、さらなるごみの減量・資源化を推進しつつ、循環型社会を構築していく必要がある。

### ≪評価・分析≫

<b>.</b>	27年度における 達成見込み	<ul><li>○ 達成</li><li>○ 達成</li><li>○ 達成</li><li>○ をの他(方針変更等)</li><li>○ をの他(方針変更等)</li></ul>
内部評価	総合評価	ごみの焼却は、落合クリーンセンターの焼却停止により、5クリーンセンター体制から4クリーンセンター体制に集約し効率化を図るとともに、高齢者の活用等効率的な処理体制に向けた取り組みができたと認識している。

	取組への評価	○ 積極的な
外部評価	評価理由	ごみの減量・資源化の推進に取り組み、執行体制の見直しを進めていることは評価できる一方で、単位あたりごみ処理コストは上昇している。更なる民間委託を図るべきであり、直営で運営する場合でも、多様な雇用形態の活用や複数業務の兼務等を通じて執行体制の見直しを行うなど、一層の効率化を図る必要がある。また、前回の外部評価で指摘した外郭団体への特命随意契約についても、十分な見直しが行われたとはいえず、特命随意契約で委託している計量業務等について、直営で高齢者(再雇用職員)を配置して行うとのことであるが、可能な限り民間にも一般開放して競争入札に付するべきである。なお、プラントの保守点検などの随意契約となるプラントメーカーへの発注額についても、金額の妥当性を十分検討し、効率化を図るべきである。いずれにしても、ごみ処理施設の運営において、直営によるコスト削減には限界がくると思われるため、将来的にはPFI事業者の活用や包括的な民間委託についても視野に入れて、経営計画を立てる必要がある。

事務事業名	中央卸売市場管理業務(本場)				
所 属 名	産業振興局経済部庶務課	評価責任者	庶務課長	黒田	徹

#### ≪基本事項≫

目 的	官民の役割分担を適切に見極め、民営化、民間委託、指定管理者制度など最適な手法により、 中央卸売市場本場、東部市場、西部市場において民間活力を導入する
行財政改革2015 の項目	2. 事務事業の最適化 ①民間活力の導入
根拠法令等	卸売市場法
対 象 者	卸売業者、仲卸業者、関連事業者、売買参加者、買出人(小売業者)、出荷者
事業内容	【本場】 生鮮食料品の取引の適正化と円滑な流通を図り、市民生活の安定に資するため、卸売市場法に 基づき、中央卸売市場の管理運営を行う。 また、施設の維持管理、使用料の徴収、場内の衛生や安全の確保、農産や水産などの関係事業 者への指導・監督、業界調整など。
事業開始年度	本場(昭和7年度)

≪事業別コスト等≫ (単位:千円)

			20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	٦	、件費	352, 515	342, 551	315, 009	303, 640	316, 433	326, 427
	物	7件費	2, 924, 821	2, 640, 931	2, 743, 210	3, 110, 241	3, 768, 291	7, 761, 934
	_	アルバイト・人 材派遣	1, 932	1, 899	1, 868	1, 866	1, 944	2, 143
コス	内訴	委託料	165, 853	204, 994	216, 277	195, 266	641, 386	3, 042, 270
Î.		その他物件費	2, 757, 036	2, 434, 038	2, 525, 065	2, 913, 109	3, 124, 961	4, 717, 521
	洞	<b>找価償却費</b>	425, 921	425, 921	425, 921	425, 921	425, 921	425, 921
	公	<b>公债利子</b>	53, 976	41, 239	30, 719	23, 540	21, 575	22, 254
		合計 (A)	3, 757, 233	3, 450, 642	3, 514, 859	3, 863, 342	4, 532, 220	8, 536, 536
	国	3県支出金	691, 754	39, 107	6, 550	6, 554	7, 922	6, 562
収	使	<b>使用料手数料</b>	1, 063, 484	1, 049, 146	1, 067, 997	1, 071, 613	1, 034, 282	1, 096, 816
	則	<b>才産収入</b>	16, 995	15, 440	14, 728	13, 521	462, 793	4, 085, 417
<b>X</b>	其	其他収入	1, 844, 774	1, 872, 794	2, 047, 393	2, 432, 514	2, 651, 130	3, 405, 089
		合計	3, 617, 007	2, 976, 487	3, 136, 668	3, 524, 202	4, 156, 127	8, 593, 884
(差	引	)一般財源 (B)	140, 226	474, 155	378, 191	339, 140	376, 093	△57, 348
	1	従事人員(D)	39. 0人	39.0人	36.0人	35.0人	35.0人	35.0人

#### ≪事業実績等≫

			項 目 (単位)	【数値目標】				
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度見込み		
	年度別取扱数量(t)							
	196, 282	196, 306	184, 503	188, 005	193, 598	190, 000		
事業実績(C)	取引金額(千円)	)						
	85, 276, 000	82, 865, 000	84, 129, 000	81, 896, 000	80, 644, 000	80, 000, 000		
	開市日数(日)							
	274	274	273	273	268	270		
	千円/ t							
	19	18	19	21	23	45		
単位あたりコスト	千円/千円							
(A/C)	0. 04	0. 04	0. 04	0. 05	0. 06	0. 11		
	千円/日							
	13, 713	12, 594	12, 875	14, 151	16, 911	31, 617		
市民一人あたりの 市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位:円)	91	308	245	220	244	-37		

### ≪執行体制≫

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	実施方法 重営・全部委託・一部 話・その他など)	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託
	事務職	15.0人	16.0人	15.0人	15.0人	15.0人	14.0人
職	技術職	9. 0人	7.0人	7.0人	6.0人	6.0人	8. 0人
種等	<b>労務職</b>	10.0人	9.0人	7.0人	7.0人	9.0人	9. 0人
内訳	任期付短時間勤務職員						
$\widehat{}$	嘱託	4. 0人	6.0人	6.0人	6.0人	4.0人	3. 0人
数	アルバイト	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
	人材派遣						
	その他						
	合計(D)	39. 0人	39.0人	36.0人	35.0人	35.0人	35.0人

#### ≪取組状況≫

これまでの 外部評価委員会 における意見	【中央卸売市場本場】取引量から考えると、市場の統合について検討すべき。
取組の方向性 (目標)	中央卸売市場本場は、「第9次卸売市場整備基本方針」において、中央拠点市場として位置づけられた。昨年、その方針に基づき経営展望計画を策定したところで、計画の中では拠点市場を維持するため取扱量を維持もしくは増加することを掲げている。また、当市場は再整備事業においてPFI方式を導入しているが、今後、さらなる民間活力の導入についても検討していくことを掲げている。
これまでの 再構築・民営化等の 取組み及び成果	平成21年度にはPFIの手法により整備された部分を、PFI事業者によって維持管理運営を委託しており、それに伴い執行体制の見直しを図ることが出来た。
他都市の状況 (政令市との比較)	中央拠点市場に位置づけられた政令市の卸売市場は、拠点市場を維持するため取扱量を維持もしくは増加すべく、経営展望計画を策定したところが多い。また、民営化、指定管理者制度の導入については、1市場(大阪府中央卸売市場)で実施しているが、他市場ではいずれも検討中もしくは予定なしという状況である。

### ≪課題認識≫

課題認識	平成21年度には新たな施設をPFI事業者によって委託化したが、その他の施設については直営で管理運営を行っている。 さらに民間活力を導入していくよう検討する必要がある。
------	----------------------------------------------------------------------------------------

### ≪評価・分析≫

内部	27年度における 達成見込み	○ 達成       ○ 達成       ○ 達成       ○ その他(方針変更等)
評価		仲卸業者の許認可、財務検査等の公権力の行使については民間活力の導入は出来ないが、日常 の市場運営、施設の維持・管理に関する業務については、民間活力導入について検討を行う必 要がある。

		取組への評価	○ 積極的な
岩田	<b>外部</b> 泙面	評価理由	本場、東部市場ともに単位あたりコストが上昇しており、効率性を上げるための取り組みが十分になされていない。特別会計であり、ある程度採算性が重視される施設であるが、一般会計からの繰入金(一般会計繰出基準内)について大きな削減の見通しはなく、できる限り一般会計からの繰入金を少なくするための経営改善が求められる。 (一会後の設備投資にあたっては、取扱高(予測)に見合った小規模なものとし、できる限り利用者のニーズに合った利便性の高いものとすべき。 (②①に加え、取扱高の維持・向上策を通じて、市場施設の稼働率を向上させるべき。そのためには、業者のマーケティング機能を高める取り組みや、取扱高を増加させる誘引を与えるような利用料金体系を考察しても良いのではないかと思われる。 (③建物及び設備等の維持管理、警備、料金徴収等、民間委託の範囲を拡大すべきである。(本場のPFI対象施設についても、さらなる事業者との役割分担を行う余地はある。)そうした経営改善に取り組んだ上で、卸売市場には生鮮食料品の安定供給など幾つかの機能があると考えられるが、一般会計からの繰入金に見合う便益は何なのかを検証し、本業務に対する行政の役割について再検討すべきである。なお、東部市場については、流通構造の変化や近隣の大規模卸売市場との競争激化等により、取引金額がここ数年で3割以上減少している。本場と連携強化を図っていくとのことであるが、今後も取扱量が減少する傾向にあるなら、期限を決めて本場との役割分担を検討すべきである。

※「中央卸売市場管理業務(東部市場)」と同様の評価理由である。

事務事業名	中央卸売市場管理業務(東部市場)				
所 属 名	所 属 名 産業振興局経済部庶務課		庶務課長	黒田	徹

### ≪基本事項≫

目的	官民の役割分担を適切に見極め、民営化、民間委託、指定管理者制度など最適な手法により、 中央卸売市場本場、東部市場、西部市場において民間活力を導入する
行財政改革2015 の項目	2. 事務事業の最適化 ①民間活力の導入
根拠法令等	卸売市場法
対 象 者	卸売業者、仲卸業者、関連事業者、売買参加者、買出人(小売業者)、出荷者
事業内容	【東部市場】 生鮮食料品の取引の適正化と円滑な流通を図り、市民生活の安定に資するため、卸売市場法に 基づき、中央卸売市場の管理運営を行う。 また、施設の維持管理、使用料の徴収、場内の衛生や安全の確保、農産や水産などの関係事業 者への指導・監督、業界調整など。
事業開始年度	東部市場(昭和44年度)

≪事業別コスト等≫ (単位:千円)

			20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	人	、件費	237, 484	226, 944	226, 734	227, 366	200, 608	211, 367
	物	1件費	242, 126	269, 880	376, 225	273, 896	363, 595	473, 276
	<u> </u>	アルバイト・人 材派遣	2, 068	1, 790	1, 953	2, 102	2, 189	2, 143
コス	内訳	委託料	3, 014	15, 008	18, 591	14, 613	11, 260	7, 682
Î,		その他物件費	237, 044	253, 082	355, 681	257, 181	350, 146	463, 451
	減	<b>述価償却費</b>	235, 261	199, 775	199, 775	199, 775	190, 758	190, 592
	公	<b>·</b> 債利子	68, 507	61, 158	53, 978	46, 963	39, 683	35, 219
		合計 (A)	783, 378	757, 757	856, 712	748, 000	794, 644	910, 454
	国県支出金		0	5, 035	95, 349	2, 846	0	16, 141
収	使	<b>見用料手数料</b>	390, 547	380, 444	379, 301	369, 538	363, 568	370, 881
	財	<b>才產収入</b>	12, 474	12, 468	10, 591	9, 717	9, 247	9, 248
	其	他収入	132, 593	155, 012	181, 092	170, 262	257, 768	350, 589
		合計	535, 614	552, 959	666, 333	552, 363	630, 583	746, 859
(差	引	) 一般財源 (B)	247, 764	204, 798	190, 379	195, 637	164, 061	163, 595
	従事人員(D)		26.0人	25.0人	25.0人	25.0人	25. 0人	26.0人

#### ≪事業実績等≫

			項 目 (単位)	【数値目標】			
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度見込み	
	年度別取扱数量	(青果・水産	単位 t )				
	50, 161	48, 725	44, 182	44, 108	42, 271	42, 500	
市業中建 (0)	年度別取扱数量	(花き 単位 千	-本)				
事業実績(C)	57, 328	57, 565	56, 473	53, 805	52, 825	53, 110	
	取引金額(千円	)					
	31, 583, 000	583, 000 23, 554, 000 23, 649, 000 22, 272, 000 20		20, 450, 000	20, 560, 000		
	開市日数(日)						
	274	274	273	273	268	270	
	千円/ t						
	16	16	19	17	19	21	
	千円/千本						
単位あたりコスト	14	13	15	14	15	17	
(A/C)	千円/千円						
	0. 02	0.03	0.04	0. 03	0.04	0. 04	
	千円/日						
	2, 859	2, 766	3, 138	2, 740	2, 965	3, 372	
市民一人あたりの 市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位:円)	161	133	123	127	106	106	

### ≪執行体制≫

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	実施方法 重営・全部委託・一部 話・その他など)	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託
	事務職	12.0人	11.0人	10.0人	10.0人	10.0人	10.0人
職	技術職	4. 0人	4. 0人	5.0人	5.0人	5.0人	6.0人
種等	労務職	7.0人	7.0人	7.0人	7.0人	3.0人	3.0人
内訳	任期付短時間勤務職員						
$\widehat{}$	嘱託	2. 0人	2.0人	2.0人	2.0人	6.0人	6.0人
人数)	アルバイト	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
	人材派遣						
	その他						_
	合計(D)	26. 0人	25.0人	25.0人	25.0人	25.0人	26.0人

#### ≪取組状況≫

これまでの 外部評価委員会 における意見	【東部市場】中央市場本場と東部市場の役割分担について、十分に検討すべき。
(目標)	平成24年3月に「東部市場経営展望計画」を策定しており、展望計画で定めた基本戦略と行動計画に沿って、市場関係者が一体となって、本場との連携を強化して、集荷力・販売力の向上など市場の活性化に取り組んでいく。また、市場の機能向上とコンパクトな市場実現のための施設整備を推進する。施設整備後の管理体制については、民間活力の導入を検討していく。
これまでの 再構築・民営化等の 取組み及び成果	平成23年度末には守衛業務を嘱託化し、夜間の守衛業務については民間委託化を実現した。
他都市の状況 (政令市との比較)	全国の中央卸売市場の中では、大阪府中央卸売市場が平成24年度から指定管理者制度を導入 している。

## ≪課題認識≫

課題認識	東部市場経営展望計画を策定し、市場機能向上とコンパクトな市場に向けて施設整備を進めて いる状況であり、現状では市場の管理運営業務を委託化することは困難と考えられる。
------	---------------------------------------------------------------------------------------

## ≪評価・分析≫

内部		27年度における 達成見込み	<ul><li>○ 達成</li><li>○ 達成</li><li>○ 達成</li><li>○ その他(方針変更等)</li></ul>
位	平	☆☆ *==* = ± 4mi	現在、市場の施設整備を進めている状況のため、27年度末での委託化、指定管理者制度の導入 は困難と考えられる。

		取組への評価	○ 積極的な O おおむね ● やや O 不十分 O 不十分
1	外部評価	評価理由	本場、東部市場ともに単位あたりコストが上昇しており、効率性を上げるための取り組みが十分になされていない。特別会計であり、ある程度採算性が重視される施設であるが、一般会計からの繰入金(一般会計繰出基準内)について大きな削減の見通しはなく、できる限り一般会計からの繰入金を少なくするための経営改善が求められる。経営改善として具体的に考えられるのは、以下のとおりである。①今後の設備投資にあたっては、取扱高(予測)に見合った小規模なものとし、できる限り利用者のニーズに合った利便性の高いものとすべき。②①に加え、取扱高の維持・向上策を通じて、市場施設の稼働率を向上させるべき。そのためには、業者のマーケティング機能を高める取り組みや、取扱高を増加させる誘引を与えるような利用料金体系を考察しても良いのではないかと思われる。③建物及び設備等の維持管理、警備、料金徴収等、民間委託の範囲を拡大すべきである。(本場のPFI対象施設についても、さらなる事業者との役割分担を行う余地はある。)そうした経営改善に取り組んだ上で、卸売市場には生鮮食料品の安定供給など幾つかの機能があると考えられるが、一般会計からの繰入金に見合う便益は何なのかを検証し、本業務に対する行政の役割について再検討すべきである。なお、東部市場については、流通構造の変化や近隣の大規模卸売市場との競争激化等により、取引金額がここ数年で3割以上減少している。本場と連携強化を図っていくとのことであるが、今後も取扱量が減少する傾向にあるなら、期限を決めて本場との役割分担を検討すべきである。

^{※「}中央卸売市場管理業務(本場)」と同様の評価理由である。

事務事業名	中央卸売市場管理業務(西部市場)				
所 属 名	名 産業振興局経済部庶務課		庶務課長	黒田	徹

### ≪基本事項≫

目 的	官民の役割分担を適切に見極め、民営化、民間委託、指定管理者制度など最適な手法により、 中央卸売市場本場、東部市場、西部市場において民間活力を導入する
行財政改革2015 の項目	2. 事務事業の最適化 ①民間活力の導入
根拠法令等	卸売市場法、と畜場法
対 象 者	卸売業者、関連事業者、出荷者、売買参加者
事業内容	【西部市場】 食肉の流通拠点として、安全安心な食肉の安定供給及び食肉関連事業者の活性化や効率的な施 設運営を行う。 また、食肉センターの維持管理、保安衛生及び清掃や使用料等の徴収、関係事業者への指導監 督、食肉取扱業者等の業務の指導監督など。
事業開始年度	西部市場(昭和40年度)

≪事業別コスト等≫ (単位:千円)

			20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	人	、件費	109, 843	105, 597	102, 176	85, 212	94, 483	89, 122
	物	1件費	336, 508	386, 166	372, 973	373, 465	438, 998	484, 022
	_	アルバイト・人 材派遣	1, 809	1, 892	1, 957	2, 151	1, 769	2, 143
コス	内訳	委託料	83, 172	82, 486	89, 984	95, 193	95, 902	118, 002
<b>^</b>		その他物件費	251, 527	301, 788	281, 032	276, 121	341, 327	363, 877
	涧	<b>述価償却費</b>	357, 844	357, 844	357, 844	357, 844	357, 844	357, 844
	公	<b>恰利子</b>	167, 414	150, 464	133, 762	116, 250	97, 985	81, 277
		合計 (A)	971, 609	1, 000, 071	966, 755	932, 771	989, 310	1, 012, 265
	国県支出金		0	0	0	0	0	0
収	使	<b>見用料手数料</b>	148, 746	149, 496	143, 505	140, 269	151, 306	142, 863
	財	<b>才產収入</b>	575	575	575	575	575	575
<b>X</b>	其	他収入	49, 570	115, 306	100, 601	106, 685	156, 512	189, 964
		合計	198, 891	265, 377	244, 681	247, 529	308, 393	333, 402
(差	(差引) 一般財源 (B)		772, 718	734, 694	722, 074	685, 242	680, 917	678, 863
	彷	英事人員(D)	16.0人	15.0人	14.0人	14.0人	14.0人	12.0人

#### ≪事業実績等≫

			項 目 (単位)	【数値目標】			
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度見込み	
	年度別取引重量	( t )					
	7, 038	7, 089	7, 225	6, 877	7, 223	7, 223	
事業実績(C)	取引金額(千円)	)					
	13, 484, 000	12, 426, 000	12, 693, 000	12, 179, 000	13, 233, 000	13, 233, 000	
	開市日数(日)						
	250	247	248	246	248	248	
	千円/ t						
	138	141	134	136	137	140	
単位あたりコスト	千円/千円						
(A/C)	0. 07	0. 08	0.08	0. 08	0. 07	0. 08	
	千円/日						
	3, 886	4, 049	3, 898	3, 792	3, 989	4, 082	
市民一人あたりの 市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位:円)	503	477	468	444	442	441	

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	実施方法 重営・全部委託・一部 話・その他など)	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託
	事務職	3.0人	3.0人	3.0人	3.0人	3. 0人	3. 0人
職	技術職	2. 0人	2.0人	2.0人	2.0人	2.0人	3. 0人
種等	労務職	4. 0人	3.0人	3.0人	2.0人	2. 0人	0.0人
内訳	任期付短時間勤務職員						
$\widehat{}$	嘱託	6.0人	6.0人	5.0人	6.0人	6.0人	5. 0人
数	アルバイト	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
	人材派遣						
	その他						
	合計(D)	16.0人	15.0人	14.0人	14.0人	14.0人	12.0人

### ≪取組状況≫

これまでの 外部評価委員会 における意見	【西部市場】設備も更新されており、一定の役割を果たしている。
取組の方向性 (目標)	産地・集荷団体・卸売業者との相互協力によりブランド力の強化を促進し、他市場との差別化 を図ることによって市場を活性化する。また、安全安心な食肉の安定供給に取り組むととも に、更なる民間活力の活用を検討していく。
これまでの 再構築・民営化等の 取組み及び成果	西部市場では、これまで基幹施設管理業務や解体施設管理業務等について民間委託を順次推進してきており、平成16年度6名いた現場業務員を平成24年度末には全て民間委託化とした。また、市場活性化の観点から、西部市場では牛肉の輸出施設認定に向けて環境整備に取り組み、平成25年1月に、マカオ及びタイへの輸出取扱施設として認定され、同年3月には西部市場から初めて神戸ビーフが輸出されることとなった。
他都市の状況 (政令市との比較)	食肉の中央卸売市場は全国で10市場(神戸市含む)あるが、直営で業務を行っているのは3市場(東京、大阪、広島)で、その他7市場は一部外部委託にて管理運営を行っている。また、輸出認定については、神戸以外では4市場(仙台、東京、名古屋、福岡)が認定を受けている。

### ≪課題認識≫

課題認識	現在の西部市場は平成8年7月に新市場として操業を開始したが、17年を経過して設備の更新が必要な状況となっている。 しかしながら、設備の更新には多額の資金が必要であり、西部市場の運営を民間事業者が委託 運営することは困難と考えられる。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

内	27年度における 達成見込み	● 達成 O
部評価		基幹施設管理業務や解体施設管理業務部分については、順次、民間委託を推進し、平成24年度 末には委託化を行うことが出来た。

	取組への評価	○ 積極的な O おおむね ● やや O 不十分 N組実施 O 十分
外部評価	評価理由	西部市場においては、毎年少しずつ管理業務を委託化しているものの、単位あたりコストは低下していない。ブランドカの強化促進は理解できるが、依然として一般会計からの繰入金(収支差補填分)は約7億円と多額であることから、更なる民間活力の導入を図り、抜本的な経営改善を図ることが必要である。 経営改善として具体的に考えられるのは、以下のとおりである。 ①今後の設備更新にあたっては、取扱高(予測)に見合った小規模なものとし、できる限り利用者のニーズに合った利便性の高いものとすべき。 ②①に加え、取扱高の維持・向上策を通じて、市場施設の稼働率を向上させるべき。そのためには、業者のマーケティング機能を高める取り組みや、取扱高を増加させる誘引を与えるような利用料金体系を考察しても良いのではないかと思われる。 ③民間委託の範囲を拡大すべき。(建物維持管理、警備等) ④使用料手数料率の見直しによる収入拡大。(神戸ビーフの輸出取り扱い施設となったことにより、業者も恩恵を受けていると思われる)そうした経営改善に取り組んだ上で、本場・東部市場と同様、卸売市場には価格安定機能など幾つかの機能があると考えられるが、一般会計からの繰入金に見合う便益は何なのかを検証し、本業務に対する行政の役割について再検討すべきである。

事務事業名	公設市場				
所 属 名	産業振興局経済部商業課	評価責任者	商業課長	小椋	善彦

### ≪基本事項≫

目 的	食料品・日用品等の日常生活必需品を適正な価格で安定的に供給し、消費生活の安定を図る ことを目的として、公設市場を設置・管理している。
行財政改革2015 の項目	2. 事務事業の最適化 ①民間活力の導入
根拠法令等	神戸市立公設市場条例
対 象 者	市場内店舗経営者及び周辺地域の消費者
事業内容	神戸市公設市場条例に基づき、食料品その他日用品の適正な販売を行わせるために公設市場を設置し、小売事業者に使用させている。 現在、管理している公設市場の名称及び所在地は以下のとおり。 ・宇治川公設市場(中央区下山手8丁目9番27号):T9年5月開設(H18年4月改修) ・長田公設市場(長田区長田町1丁目1番1号):T11年11月開設(H10年3月改築)
事業開始年度	大正7年

			20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	人	、件費	4, 000	4, 000	4, 000	4, 000	4, 000	4, 000
	物	]件費	6, 689	8, 023	6, 574	5, 168	4, 671	1, 357
	<u> </u>	嘱託・アルバイト・ 人材派遣						
コス	内訳)	委託料	5, 000	5, 776		263	2, 745	
Î.		その他物件費	1, 689	2, 247	6, 574	4, 905	1, 926	1, 357
	減	<b>述価償却費</b>	5, 388	5, 388	5, 388	5, 388	5, 388	5, 388
	公	:債利子						
		合計 (A)	16, 077	17, 411	15, 962	14, 556	14, 059	10, 745
	国	]県支出金						
収	使	用料手数料	19, 702	19, 702	19, 702	19, 702	19, 702	19, 702
入	財	産収入						
<b>A</b>	其	他収入						
		合計	19, 702	19, 702	19, 702	19, 702	19, 702	19, 702
(差	引	)一般財源(B)	△3, 625	△2, 291	△3, 740	△5, 146	△5, 643	△8, 957
	彷	英事人員(D)	0.4人	0. 4人	0.4人	0.4人	0.4人	0.4人

#### ≪事業実績等≫

			項 目 (単位)	【数値目標】		
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度見込み
****	(項目) 管理	施設数 【O】				
事業実績(C)	2	2	2	2	2	2
	(項目)					
単位あたりコスト	8, 039	8, 706	7, 981	7, 278	7, 030	5, 373
(A/C)						
市民一人あたりの 市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位:円)	Δ 2	Δ 1	Δ 2	Δ 3	Δ 4	Δ 6

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
(直	実施方法 重営・全部委託・一部 気託・その他など)	その他 (公の施設の 使用許可)	その他 (公の施設の 使用許可)	その他 (公の施設の 使用許可)	その他 (公の施設の 使用許可)	その他 (公の施設の 使用許可)	その他 (公の施設の 使用許可)
	事務職	0.4人	0.4人	0.4人	0.4人	0.3人	0.3人
職	技術職					0.1人	0.1人
種等	労務職						
内訳	任期付短時間勤務職員						
$\widehat{}$	嘱託						
人 数	アルバイト						
	人材派遣						
	その他						
	合計(D)	0.4人	0. 4人	0.4人	0.4人	0.4人	0.4人

### ≪取組状況≫

これまでの 外部評価委員会 における意見	前回(H17)の事務事業評価の結果を踏まえて、廃止、民営化の方向で取り組まれていることは評価できる。残りの2市場についても、宇治川公設市場は建物の老朽化が進んでいることから、都市計画総局との調整により、2階以上の公営住宅部分と一体的な用途廃止・民間への売却を、長田公設市場については、区分所有方式であることから、1階の店舗部分の民間への売却を、それぞれ進めていただきたい。
取組の方向性	平成21年度事務事業外部評価の結果を踏まえ、商業者の意向を確認しながら平成27年度末で
(目標)	の公設市場条例の廃止及び市場の民営化を行う。
これまでの 再構築・民営化等の 取組み及び成果	公設市場の民営化等の取り組みについては、『公設市場問題検討会議』(昭和62年7月)の報告を受けて、「公設市場の役割は終えた」の認識のもと、①活性化実現に意欲的な市場については側面からできる限りの支援を行う、②そうでない市場については廃止も検討する、との方針に基づき、これまでに2市場の活性化(宇治川、長田)、1市場の民営化(月見山)及び3市場の廃止(灘、鈴蘭台、西須磨)を実施してきた。現在は宇治川、長田の2市場を管理しており、『行財政改革2015』に基づき、平成27年度末での公設市場条例の廃止・民営化に向けた当該施設の商業者との協議を継続している。
他都市の状況	他都市においても同様に廃止・民営化の方針で取り組みを進めており、存続する公設市場は少
(政令市との比較)	なくなっている。

## ≪課題認識≫

課題認識	平成27年度末の公設市場条例廃止及び民営化に伴う、現商業者との合意形成	
------	-------------------------------------	--

1	27年度における 達成見込み	○ 達成
	3	これまで、公設市場の存在意義は、①民営市場の模範的施設、②物資の安定供給、③価格牽制機能の3点にあったと言えるが、商環境の変化に伴いその相対的地位は低下しており、民営市場との差がなくなっている。目標に掲げている平成27年度末での公設市場条例の廃止・民営化に向けて、2市場の商業者と協議を進めているところであり、商業者の意向を踏まえた民間活力の導入を図っていく。

	取組への評価	<ul><li>○ 積極的な</li></ul>
外部評価	評価理由	公設市場の役割は終えたとの認識のもと、公設市場条例の廃止に向けた取り組みを進めていることは評価できる。 公設市場としては廃止し、普通財産として引き続き現在の協同組合と賃貸借契約をする場合でも、公設市場としての使用許可料を一般の賃貸物件の相場に引き上げる必要がある。 宇治川公設市場については、廃止された市営住宅との複合施設であり、建物の老朽化も進んでいるため、本事業の役割が終了した後の建物や土地売却にあたって、土地・建物をどのように有効活用し、地域活性化の役割を担わせるのか、市として明確な展望を持つ必要があるのではないか。

事務事業名	道路等維持管理業務				
所 属 名	建設局総務部庶務課	評価責任者	庶務課長	岡本	康憲

### ≪基本事項≫

目 的	道路・公園・河川の適正な維持管理を行い、市民のいのちとくらしを守り、安全・安心なまち づくりを推進する。
行財政改革2015 の項目	1. 経営資源の有効活用 ①業務プロセスの再構築
根拠法令等	道路法、都市公園法、河川法等
対 象 者	市民(道路・公園・河川の利用者)
事業内容	本市の管理する道路・公園・河川の維持管理業務については、6箇所の建設事務所の労務職員(直営班)及び民間事業者への発注により対応している。 【労務職員の業務内容】 ①道路等パトロール業務 ・道路(延長約5,900km)・公園(約1,600公園)・河川(延長約460km)の予防保全のための日常パトロール ②道路等維持補修業務 ・市民通報の受付、苦情対応 ・工法的に簡易な作業、小規模な補修工事(側溝や歩道などの道路構造物の小修繕、ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設の小修繕、道路敷の草刈り、公園樹や街路樹の支障枝剪定、遊具等の公園内施設の修繕など) ③災害・事故等緊急対応業務 ・台風等の自然災害等に対する現地調査、市民対応、緊急工事等 ④その他 ・市民との協働作業(花壇づくり、剪定・土嚢づくり教室、地域の防災訓練参加など) 【民間事業者への発注内容】 ・経常的または大規模な道路舗装や照明灯等の補修、路面清掃、側溝浚渫、樹木剪定など
事業開始年度	

			20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	1	人件費	1, 519, 093	1, 306, 194	1, 315, 272	1, 308, 660	1, 271, 738	1, 217, 120
	4	物件費	217, 020	183, 609	175, 478	168, 443	159, 251	151, 289
	,	アルバイト・人 へ 材派遣						
コス	F	委託料						
<b>^</b>	Т	その他物件費	217, 020	183, 609	175, 478	168, 443	159, 251	151, 289
	17.	<b>咸価償却費</b>	47, 235	41, 822	33, 052	23, 679	16, 699	12, 345
		公債利子						
		合計 (A)	1, 783, 348	1, 531, 625	1, 523, 802	1, 500, 782	1, 447, 688	1, 380, 754
	[	国県支出金						
収	1	使用料手数料						
		財産収入						
入	-	其他収入						
	Ī	合計	0	0	0	0	0	0
(差	= 5	川)一般財源(B)	1, 783, 348	1, 531, 625	1, 523, 802	1, 500, 782	1, 447, 688	1, 380, 754
		従事人員(D)	163.0人	141.0人	142.0人	141.0人	139.0人	133.0人

#### ≪事業実績等≫

			項目(単位)	【数値目標】		
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度見込み
	(項目)市民通	報・要望等の受	付件数(件)			
事業実績(C)	40, 778	37, 863	37, 344	39, 056	42, 805	43, 000
	(項目)うち、	直営班による処	理件数(件)			
	7, 600	6, 945	7, 250	7, 345	8, 128	8, 100
単位あたりコスト	市民通報・要望	等のうち直営班	が処理した1件を	あたりのコスト	(単位:千円)	
(A/C)	235	221	210	204	178	170
市民一人あたりの 市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位:円)	1, 161	994	987	972	939	896

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	実施方法 重営・全部委託・一部 ほ託・その他など)	直営	直営	直営	直営	直営	直営
	事務職						
職	技術職						
種等	労務職	146.0人	125.0人	126.0人	125.0人	121.0人	116.0人
内訳	任期付短時間勤務職員						
$\widehat{}$	嘱託	17.0人	16.0人	16.0人	16.0人	18.0人	17.0人
人 数	アルバイト						
	人材派遣						
	その他						
	合計(D)	163.0人	141.0人	142.0人	141.0人	139.0人	133.0人

### ≪取組状況≫

これまでの 外部評価委員会 における意見	(建設事務所道路維持補修業務) 平成22年2月 公共財としての道路を維持補修することは、一定の行政の責務はあると思われる。従事人員 は平成13年度の128人から平成21年度には118人となり約8%減少してるものの、依然として他 都市と比べると大阪市に次いで2番目に多い人員を抱えており、再検討する余地はある。道路 美化業務の一部は民間に委ねられているものの、更に民間事業者との役割分担を検討したうえ で、中期的視野に立った適正な職員規模も考え、抜本的な見直しを検討する必要がある。
取組の方向性	民間事業者との役割分担など業務内容の見直しを行い、より市民ニーズに迅速かつ的確に対
(目標)	応できる効率的・効果的な執行体制を確立する。
これまでの 再構築・民営化等の 取組み及び成果	平成19年度に「建設局市民サービスのあり方検討会」を設置し、時代の変化に対応した道路・公園・河川の維持管理業務などの市民サービスのあり方について検討を進めてきた。 平成21年度には、歩道等の舗装や道路照明灯の維持管理、道路の美化業務などを行っていた 道路機動隊事務所を廃止し、業務の一部について民間活力の導入を図った。(労務職員▲25人) その後も、広範囲な区域を所管していた北建設事務所と西建設事務所において効率的な体制の見直しを行い、平成23年度に北建設事務所で5名(労務職員)、平成24年度は西建設事務所で5名(労務職員)の人員削減を行った。
他都市の状況	他の政令市においても、労務職員の業務内容は本市と概ね同様で、緊急工事や道路等の小規模な補修工事等を行っており、大規模な工事等は民間事業者に発注している。
(政令市との比較)	なお、政令市において道路等の維持管理業務に従事する労務職員を配置していないところは、浜松市、広島市、北九州市の3市である。これらの政令市における道路等の維持管理業務は、委託業者や行政(技術)職員、嘱託職員が対応している。

### ≪課題認識≫

課題認識	多様化・複雑化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するためには、即応性や機動性といった直営班の果たす役割は大きいと考えているが、効率的・効果的な執行体制を確立するためには、既存の組織や体制に固執するのではなく、民間事業者との役割分担など、さらなる直営作業の再構築を進めていく必要がある。 一方で、民間活力を導入する場合であっても、継続して市民サービスを維持していく必要があることから、そのための予算の確保が必要となる。
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	27年度における 達成見込み	○ 達成       ● おおむね
内部評価	総合評価	安全・安心なまちづくりを進めるため、市民に身近な道路・公園・河川を常に良好な状態で管理することは行政の責務であるが、行財政改革を進めるため、これまでも、民間事業者との役割分担など業務内容を見直し、道路機動隊事務所の廃止や体制の見直しなどに取り組んできた。 そのような中でも、市民サービスを維持・向上させるため、道路パトロールの実施などによる事故の未然防止の取り組みや、市民通報や災害時の迅速かつ的確な対応など、的確に市民ニーズに対応してきている。 現在も、さらなる効率的・効果的な直営作業の再構築について引き続き議論を進めている。

	取組への評価	<ul><li>○ 積極的な O おおむね ● やや O 不十分</li></ul>
外部評価	評価理由	行財政改革を進めるため、道路機動隊事務所を廃止する等の取り組みを行ってきたことは一定の評価ができる。しかし、「神戸市行財政改革2015」の取り組みの方向性においては、緊急対応については直営で実施する必要性は認めるが、直営ありきとの課題認識そのものに疑問があり、より一層の体制の縮小を図り、民間委託の範囲を拡大すべきである。また、公園・河川の維持管理についても、市の直営で行わなければならない体制がどの程度の規模なのか、十分な分析ができているとはいえず、管理手法の見直しを検討するべきである。これまでの外部評価の意見にもあるように、中長期的視野に立った適正な職員規模や民間事業者との役割分担など、業務プロセスの再構築の方向性と時期をより明確にして更なる抜本的見直しを行うことが求められる。また、本庁の担当課では、本庁所管分と建設事務所での発注分を含め、民間委託の範囲と直営実施との区分等の現場業務の実態をよりよく把握した上で、民間委託への切り替えによる効果(純コストの減、サービスの充実等)を把握し、最低限保持すべき直営体制(人員、車両等)の見極めが必要である。さらに、その結果として直営で最低限の体制を維持する場合でも、効率化を図ることが求められる。

事務事業名	下水処理施設管理運営業務		
所 属 名	建設局下水道河川部経営管理課	評価責任者	経営管理課長 林 千景

### ≪基本事項≫

目 的	公共用水域の水質保全、浸水の防除、生活環境の改善、循環型社会の実現
行財政改革2015 の項目	1. 経営資源の有効活用 ①業務プロセスの再構築 業務プロセス(仕事のやり方)の効率化、民間活力の活用等を進め、限られた人的資源を有効活用することで、 時代に対応した柔軟で機動的な行政経営を行う
根拠法令等	下水道法第3条
対 象 者	市民(公共下水道利用者としての市民、生活環境改善の受益者としての市民)
事業内容	下水処理場・ポンプ場等の運転管理(①汚水の処理、②雨水の排除、③し尿の処理、④汚泥等の処理、⑤下水処理場等その他の施設の運転及び保全に付随する業務)、処理場等の施設・設備の保守・補修修繕・改築改良
事業開始年度	昭和33年度

≪事業別コスト等≫ (単位:千円)

			20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	人	件費	2, 309, 324	2, 380, 532	2, 260, 114	2, 267, 744	2, 199, 020	2, 160, 028
	物	件費	3, 864, 201	3, 582, 978	3, 423, 540	3, 484, 915	3, 374, 461	3, 842, 296
	(	電気代	1, 173, 571	1, 049, 093	1, 062, 602	1, 128, 708	1, 139, 875	1, 289, 798
コス	内訳	委託料	1, 071, 919	894, 200	879, 731	882, 955	835, 075	764, 967
\rightarrow   \hat{\chi}	)	その他物件費	1, 618, 711	1, 639, 685	1, 481, 207	1, 473, 252	1, 399, 511	1, 787, 531
	減	価償却費	3, 841, 545	3, 991, 262	3, 944, 410	4, 282, 542	4, 448, 301	4, 669, 702
	公	債利子	1, 418, 617	1, 362, 351	1, 381, 713	1, 369, 310	1, 314, 309	1, 268, 750
		合計 (A)	11, 433, 687	11, 317, 123	11, 009, 777	11, 404, 511	11, 336, 091	11, 940, 776
	国	県支出金						
収	使	用料手数料	10, 299, 647	10, 249, 313	10, 063, 215	10, 370, 793	10, 316, 274	10, 876, 186
	財	産収入						
入	其	他収入						
		合計	10, 299, 647	10, 249, 313	10, 063, 215	10, 370, 793	10, 316, 274	10, 876, 186
(差	引)	一般財源(B)	1, 134, 040	1, 067, 810	946, 562	1, 033, 718	1, 019, 817	1, 064, 590
	従	事人員(D)	224.0人	245.0人	247.5人	239.0人	235.0人	234. 0人

(参考)

経常収支	619, 206	474, 080	972, 288	97, 952	171, 302	-763, 692
当年度純利益	1, 572, 423	1, 437, 846	1, 939, 453	-209, 394	54, 498	-620, 835

### ≪事業実績等≫

			項 目 (単位)	【数値目標】		
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度見込み
			処理水量(単	益位:千m3)		
事業実績(C)	194, 695	195, 310	200, 104	207, 387	196, 085	201, 826
単位あたりコスト	59	58	55	55	58	59
(A/C)						
市民一人あたりの 市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位:円)	738	693	613	669	661	691

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	実施方法 重営・全部委託・一部 話・その他など)	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託
	事務職	16.0人	16.0人	16.0人	16.0人	16.0人	16.0人
職	技術職	83. 0人	95.0人	89.0人	89.0人	88.0人	87. 0人
種等	労務職	87. 0人	87.0人	83.0人	81.0人	78.0人	77.0人
内訳	任期付短時間勤務職員						
$\widehat{}$	嘱託	33.5人	42.0人	54.5人	47.5人	47.5人	48. 0人
数	アルバイト	4. 5人	5.0人	5.0人	5.5人	5. 5人	6.0人
	人材派遣						
	その他						
	合計(D)	224. 0人	245.0人	247.5人	239.0人	235.0人	234. 0人

### ≪取組状況≫

これまでの	神戸市事務事業外部評価報告書(平成15年10月)
外部評価委員会	効率化目標の設定と受益者負担の再検討が必要である。それをふまえ、より経済的・効率的
における意見	な事業執行は必要である。
取組の方向性	業務プロセスの効率化、民間活力の活用等をすすめ、限られた人的資源を有効活用すること
(目標)	で、健全で安定した下水道事業経営に取り組んでいく。
これまでの 再構築・民営化等の 取組み及び成果	平成23年度に、震災の教訓として取り組んできた、処理場間を結ぶ下水道ネットワークシステムが完成し、これにより下水道管理の効率化・高度化を図るとともに、市内で最も老朽化していた中部処理場を廃止することができ、人員の削減、処理場の改築更新・運転管理コストの削減を行った。 さらに、市内にある6つの処理場のうち、小規模で比較的処理の安定しているポートアイランド処理場、鈴蘭台処理場の2つの処理場及びスラッジセンターについて、包括的民間委託に移行し、民間事業者の裁量範囲を拡大し、効率化による経費の削減を図っている。 これ以外にも、平成13年度に物件費削減行動計画(1トン1円削減運動)を策定し、処理場、ポンプ場における物件費の削減に取り組んでいる。具体的には、改築にあわせて高効率な機器を導入する、あるいは設備の運転方法を工夫し、消費電力量や薬品使用量を削減している。また、機械や電気機器の一部を取り替えることでの延命化も図っている。
他都市の状況 (政令市との比較)	・他の主要な政令市と比較し、処理コストは低い(汚水及び雨水 総処理水量1トンあたり) 神戸市124.9円【他都市(11大政令市及び堺市)の平均168.9円】。大阪・札幌 に次いで3番目に低い。 ・汚水処理にかかる人件費や物件費のコスト(46.1円)は京都市に次いで2番目に低い。 ・雨水処理にかかる一般会計負担は、金額・収入に占める割合とも最も低く、収入の16%程度 (36億円)であるが、他都市は平均して収入の40%(195億円)の一般会計負担がある。 ・人口1000人あたりの下水道職員数は少ない。 神戸市0.22人【他都市平均:0.30人】京都市0.40人、大阪市0.55人、堺市0.28人 ・流動資産も多く(320億円:他都市平均210億)、流動比率も高い(406%:同174%)ため、 資金繰りも悪くない。 ・企業債残高も少なく(1470億円:他都市平均4550億円)、市民1人あたりの 企業債残高は、94,500円と他都市平均254,000円の4割以下であり、 最も低い水準である。

## ≪課題認識≫

課題認識	人口減少社会の到来(や節水志向広まり)と高度成長期に一斉に整備した施設の大量改築更新時期の到来(消費増税)等、下水道事業を取り巻く経営環境がますます厳しくなることが見 支えれるなか、より一層の業務執行体制の効率化や維持管理費の削減、投資の抑制が必要にな
<b>沫</b> 起	る。 具体的には、①物件費削減行動計画(1トン1円削減運動)の更なる推進(物件費)、②施設・設備の長寿命化とB/Cを意識した投資(資本費)③民間委託の導入(人件費)を進める必要がある。

内	27年度における 達成見込み	<ul><li>○ 達成</li><li>○ 達成までは</li><li>○ その他(方針変更等)</li></ul>
部評価		業務の効率化や民間事業者との役割分担により、効率的な下水道事業の管理運営に努めている。 今後も、「神戸市行財政改革2015」及び「こうベアクアプラン2015」に基づき、さらなる業 務の効率化と、公民の役割分担により民間事業者を活用していくことで、健全で安定した下水 道事業の管理運営に取り組んでいく必要がある。

	取組への評価	<ul><li>○ 積極的な</li></ul>
外部評価	評価理由	下水処理施設管理運営業務へのネットワークの導入を通じて管理の効率化、高度化を図っていることや一部の処理場で包括的民間委託を導入するなど、早い段階からの計画的な取り組みによって業務プロセスの効率化と民間活力の活用を進めていることは評価できる。ただし、「神戸市行財政改革2015」の取り組みにおいても、包括的民間委託への移行や、処理施設の管理運営業務における民間委託範囲を拡大することによって、より効率的な運営を図っていくことが望まれる。また、直営体制が残る場合であっても、多様な雇用形態の活用、下水処理の更なる機械化や自動化を通じて、人件費の削減を図るべきである。なお、委託契約の締結にあたっては、競争性の確保に苦慮しているとの事であるが、包括的民間委託の効果の検証を行い、より競争的な環境を整えることで契約金額を抑えるなどコスト面を考慮しながら、包括民間委託の可能性をさらに追及し、単位あたり処理コストの低減など業務の効率化に取り組むことが期待される。

事務事業名	再開発ビル管理業務				
所 属 名	都市計画総局市街地整備部市街地整備課	評価責任者	担当課長	天野	稔也

### ≪基本事項≫

目 的	本事業は、再開発事業により建設された再開発ビルの市保留床の管理運営であることから、 再開発事業の目的である快適で安全な都市環境の再生、また震災復興再開発事業においてはこれに加えて被災者の生活再建を達成するため、再開発ビル市保留床の安定的かつ継続的管理運営を図ること、またそれをとおしてまちの活性化を図ることを目的とする。
行財政改革2015 の項目	2. 事務事業の最適化 ①民間活力の導入
根拠法令等	都市再開発法、借地借家法等
対 象 者	従前地権者と公募入居者である市保留床テナントを中心とした再開発ビル内及び周辺の商業 者・居住者並びにサブリース事業者。
事業内容	市が保有する再開発ビル内の商業業務施設について、実績・経験ある事業者のノウハウを活かし、転貸を目的とした一括賃貸(サブリース)により、まちの活性化につながる安定的継続的かつ効果的効率的運営を図るもの。
事業開始年度	平成15年度から

			20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	人	、件費	50, 000	50, 000	40, 000	40, 000	40, 000	35, 000
	物	1件費	232, 848	224, 131	210, 031	84, 190	36, 526	36, 537
	<u> </u>	アルバイト・人 材派遣	0	0	0	0	0	0
コス	内訳	委託料	0	0	0	0	0	0
Î.		その他物件費	232, 848	224, 131	210, 031	84, 190	36, 526	36, 537
	洞	<b>述価償却費</b>	475, 572	475, 572	475, 572	475, 572	475, 572	475, 572
	公	<b>请利子</b>	305, 202	341, 953	328, 676	294, 960	256, 918	225, 380
		合計 (A)	1, 063, 622	1, 091, 656	1, 054, 279	894, 722	809, 016	772, 489
	国	県支出金						
収	使	用料手数料	857	857	857	857	857	857
入	則	<b>才產収入</b>	795, 413	731, 482	676, 793	667, 380	671, 779	654, 331
	其	上他収入						
		合計	796, 270	732, 339	677, 650	668, 237	672, 636	655, 188
(差	引	)一般財源 (B)	267, 352	359, 317	376, 629	226, 485	136, 380	117, 301
	Ü	從事人員(D)	5.0人	5.0人	4.0人	4. 0人	4. 0人	3.5人

#### ≪事業実績等≫

	項 目(単位) 【数値目標】							
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度見込み		
		再開発	ビル管理物件(i	商業業務床)面積	責( <b>m</b> ²)			
事業実績(C)	79, 426. 66	79, 496. 78	79, 426. 66	79, 366. 29	79, 258. 88	79, 255. 53		
単位あたりコスト	13	14	13	11	10	10		
(A/C)								
市民一人あたりの 市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位:円)	174	233	244	147	88	76		

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	実施方法 重営・全部委託・一部 系託・その他など)	アスタ新長田は賃 貸、以外は外郭団 体等ヘサブリース 契約	アスタ新長田は賃 貸、以外は外郭団 体等ヘサブリース 契約	すべて外郭団体等 ヘサブリース契約	すべて外郭団体等 ヘサブリース契約		
	事務職	4. 0人	4.0人	3.5人	3.5人	3.5人	3. 0人
職	技術職	1.0人	1.0人	0.5人	0.5人	0. 5人	0.5人
種等	労務職						
内訳	任期付短時間勤務職員						
$\widehat{}$	嘱託						
人 数	アルバイト						
	人材派遣						
	その他						
	合計(D)	5.0人	5.0人	4.0人	4.0人	4.0人	3. 5人

### ≪取組状況≫

これまでの 外部評価委員会 における意見	民間事業者の活用も視野に入れ、その時期等を検討するなど、適正な行政責務のあり方を検 討する必要がある。
取組の方向性 (目標)	平成25年度において、専門家の検証を加えた再開発ビル保留床管理運営ガイドラインを策定 し、民間事業者参入を視野に入れ、事業権利者保護の観点も踏まえながら、まちの活性化につ ながる、より効率的効果的な管理運営手法、募集方法等の検討を進める。
円備梁・氏呂化寺の	再開発ビル市保留床の管理運営については、平成12年度より、行財政改善の取組みとして、 収益安定と効率的管理の観点から、外郭団体等へのサブリース方式へ順次移行した。平成24年 度から、専門家を含めた議論を進め、民間事業者参入を検討した結果、今年度を期限とする契 約案件について、民間事業者を含めた一般公募によるサブリース事業者募集を行う。
他都市の状況 (政令市との比較)	他都市では神戸市のように、行政が再開発ビルの商業業務床を多数保有のうえ管理している 事例はない。

### ≪課題認識≫

課題認識	平成25年度においては、年度末が契約期限となっている垂水・舞子地区再開発ビル商業業務床のサブリース事業者を一般公募し、平成26年度では、同年9月末が契約期限となっている六甲道地区及び新長田駅前地区(ピフレ新長田)再開発ビル商業業務床のサブリース事業者を一般公募予定である。さらなる効率性、収益性が得られるかについては、募集結果の確認と当面の履行状況を確認していくとともに、本事業の目的であるまちの活性化への貢献について注視していく。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	27年度における 達成見込み	○ 達成
内部 評価	総合評価	事業者募集の条件が整った再開発ビルについては、民間を含めた一般公募による事業者募集 を行うこととしており、おおむね達成とする。

	取組への評価	<ul><li>○ 積極的な</li></ul>
外部評価	評価理由	再開発ビルの市保留床の管理運営は計画的に進められており、サブリース方式など民間事業者の活用を積極的に行っていることは評価できる。また、当該事業における将来の取組の方向性も明確に示されている。 今後も市保留床の売却努力を継続しながら、売却できない床については、引き続き効率的・効果的な管理運営を進めるとともに、サブリース先については外郭団体への特命随意契約から一般公募方式により民間企業にも開放することで、財産収入(リース料)の拡大に努めるべきである。

事務事業名	港湾施設管理業務							
所 属 名	みなと総局神戸港管理事務所管理課	評価責任者	管理課長	植田	実			
≪基本事項≫	≪基本事項≫							
目 的	港湾事業者や一般市民が港湾施設を円滑かつ安全に利用できるよう良好な状態で管理する。							
行財政改革2015 の項目 1. 経営資源の有効活用 ①業務プロセスの再構築								
根拠法令等	法令・条例・要綱等							
対 象 者	港湾を利用する事業者、一般市民							
	①港湾施設の管理・清掃・維持補修							
	②港湾施設の使用許可及び工作物の設置承認							
事業内容	③施設使用料の徴収(調定・収納)							
④施設の利用状況の掌握及び適正利用の指導等								
事業開始年度 昭和26年度								

			20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	人	件費	833, 651	784, 706	761, 545	745, 653	735, 535	742, 728
	物	件費	1, 569, 710	1, 636, 730	1, 551, 061	1, 534, 407	1, 491, 606	1, 449, 475
	<u> </u>	アルバイト・人 材派遣	4, 070	3, 919	5, 238	5, 944	7, 032	4, 299
コス	内訳	委託料	929, 514	984, 611	960, 787	938, 771	904, 451	967, 680
Î.		その他物件費	636, 126	648, 200	585, 036	589, 692	580, 123	477, 496
	減	価償却費						
	公	債利子						
		合計 (A)	2, 403, 361	2, 421, 436	2, 312, 606	2, 280, 060	2, 227, 141	2, 192, 203
	国	県支出金						
収	使	用料手数料	2, 403, 361	2, 421, 436	2, 312, 606	2, 280, 060	2, 227, 141	2, 192, 203
10.4	財	産収入						
人	其	他収入						
		合計	2, 403, 361	2, 421, 436	2, 312, 606	2, 280, 060	2, 227, 141	2, 192, 203
(差	引)	) 一般財源 (B)	0	0	0	0	0	0
	衏	善人員(D)	95. 0人	92. 3人	90.5人	90.8人	90.5人	90. 4人

#### ≪事業実績等≫

			項目(単位)	【数値目標】			
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度見込み	
			臨港地区面	面積(ha)			
	2089. 1	2090. 7	2107. 4	2104. 2	2089. 1	2078. 8	
事業実績(C)			使用許可作	牛数(件)			
	20, 058	17, 311	18, 587	18, 432	18, 207	18, 000	
	埠頭用地使用料(千円)						
	3, 220, 039	3, 064, 066	2, 877, 597	2, 737, 625	2, 863, 914	2, 864, 048	
単位あたりコスト	臨港地区面積(ha)あたりのコスト(単位:千円)						
(A/C)	1, 150	1, 158	1, 097	1, 084	1, 066	1, 055	
市民一人あたりの 市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位:円)	0	0	0	0	0	0	

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	実施方法 重営・全部委託・一部 話・その他など)	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託
	事務職	32.0人	29.0人	28.0人	29.0人	29.0人	29. 0人
職	技術職	22. 0人	21.0人	22.0人	19.0人	19.0人	19.0人
種等	労務職	23. 0人	21.0人	19.0人	19.0人	18.0人	18.0人
内訳	任期付短時間勤務職員						
$\widehat{}$	嘱託	16.0人	19.0人	19.0人	21.0人	20.0人	22. 0人
数	アルバイト	2. 0人	2. 3人	2.5人	2.8人	4. 5人	2. 4人
	人材派遣						
	その他						
	合計(D)	95.0人	92.3人	90.5人	90.8人	90.5人	90. 4人

### ≪取組状況≫

これまでの 外部評価委員会 における意見	更なる民間活力の導入などによる事業の効率化を検討すべき
取組の方向性	行政と民間の役割分担について検討を進め、民間活力の導入などによる事業の効率化を検討す
(目標)	る
これまでの	平成23年度にガントリークレーンの管理を神戸港埠頭㈱に委託したことにより、営繕課施設係が廃止でき、係長級1名、担当者1名の計2名を減員できた。
再構築・民営化等の	平成24年度から工務課と営繕課を統合することで、効率的な業務運営が図れたとともに、課長級1名が減員できた。
取組み及び成果	平成24年12月に公共コンテナ埠頭を神戸港埠頭㈱に貸付たことで、コンテナ埠頭の管理の一元化が図れた。
他都市の状況	・コンテナ埠頭は東京、横浜、大阪各港で各港埠頭㈱が一元管理済。
(政令市との比較)	・在来埠頭は横浜港のみ埠頭㈱が一元管理済。東京港、大阪港はともに未実施。

### ≪課題認識≫

課題認識	・現在、横浜港のみ、在来埠頭の埠頭㈱への一元化を実施しており、今後、平成 27年の神戸・大阪両港の埠頭㈱の統合への動きを見ながら進める必要がある。 ・施設の維持補修については、新しい港湾施設維持管理計画を策定中であり、同計画策定後、 民間活力の導入範囲の拡大も検討したい。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	27年度における 達成見込み	<ul><li>○ 達成</li><li>○ 達成</li><li>○ 達成</li><li>○ その他(方針変更等)</li></ul>
<b>内剖評</b>		・ガントリークレーンの埠頭㈱への一元管理や管理事務所内の技術部門2課を統合し業務の効率性に取組んだ。 ・コンテナ埠頭の埠頭㈱への一元管理が達成できた。 ・在来埠頭の埠頭㈱への一元化については、平成27年の神戸・大阪両港の埠頭㈱の統合、大阪港など他都市の動きを見据えながら検討していく。

	取組への評価	<ul><li>○ 積極的な の おおむね ● やや の 不十分</li></ul>
外部評価	評価理由	港湾施設の使用許可件数は、減少傾向(5年間で1割減少)にあり、埠頭用地使用料も減少している中で、従事人員はそれほど大きく削減しているわけではないことから、民間活力の導入等により、さらなる事業の効率化が求められる。 平成24年12月より公共コンテナ埠頭を神戸港埠頭㈱に貸付けることで一元管理に移行しているが、一元管理によるコスト削減やユーザーの利便性向上等の効果を把握した上で、在来埠頭についても一元管理(国有岸壁についても業務委託等)を検討するなど、一元管理の更なる徹底を行い、神戸・大阪両港の埠頭(株)の統合を見据えて、港湾施設管理業務の更なる集約化と事業の効率化を図ることが望まれる。 なお、業務委託や一元管理においては、外郭団体である神戸港埠頭㈱のみならず、可能な部分については純粋な民間企業も活用すべきである。

事務事業名	学校給食調理業務				
所 属 名	教育委員会事務局指導部健康教育課 総務部教職員課	評価責任者	健康教育担当部長 教職員課長	荒木 井谷	武文 誠司

### ≪基本事項≫

目 的	市立小学校166校・特別支援学校6校の児童、生徒に対し給食を実施することにより、心身 の健全な発達、食育の推進を図ること等を目的とする。
行財政改革2015 の項目	1. 経営資源の有効活用 ①業務プロセスの再構築
根拠法令等	学校給食法
対 象 者	小学校・特別支援学校の児童、生徒及び教職員(H25.5.1現在 83,263人)
事業内容	<ul> <li>○給食食材の購入・配送事業 ((公財)神戸市スポーツ教育協会が実施)</li> <li>○調理業務</li> <li>○配送業務(学校給食共同調理場のみ)</li> <li>○食育推進事業(学校給食を生きた教材として、学校における食育を推進)</li> <li>○上記事業に付随する、「給食施設設備の整備・改修、調理従事職員等を対象とした職員研修、食品・衛生管理、調理服・食器等の物資購入」事業</li> </ul>
事業開始年度	昭和22年

			20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	人	件費	5, 180, 097	5, 139, 032	4, 300, 263	4, 332, 563	4, 106, 114	3, 910, 096
	物	件費	640, 973	651, 898	650, 879	601, 151	578, 714	578, 833
		アルバイト・人 材派遣	198, 918	231, 161	230, 160	191, 515	184, 432	200, 918
コス	内訳	委託料	183, 744	185, 146	185, 167	185, 759	190, 873	196, 490
Î.		その他物件費	258, 311	235, 591	235, 552	223, 877	203, 409	181, 425
	減	価償却費	161, 586	161, 586	161, 586	161, 586	161, 771	161, 843
	公	債利子	12, 493	14, 302	13, 271	12, 059	9, 747	8, 930
		合計 (A)	5, 995, 149	5, 966, 818	5, 125, 999	5, 107, 359	4, 856, 346	4, 659, 702
	国	県支出金	9, 515	7, 167	1, 580	562	562	0
収	使	用料手数料	0	0	21	21	21	21
	財	産収入	4, 772	3, 228	2, 987	4, 317	7, 104	5, 828
入	其	他収入	15, 206	14, 776	15, 041	14, 545	14, 462	15, 094
		合計	29, 493	25, 171	19, 629	19, 445	22, 149	20, 943
(差	引)	一般財源(B)	5, 965, 656	5, 941, 647	5, 106, 370	5, 087, 914	4, 834, 197	4, 638, 759
	従	事人員(D)	658.5人	664.5人	606.5人	608.5人	590.5人	560.5人

#### ≪事業実績等≫

			項目(単位)	【数値目標】					
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度見込み			
	(項目)年間提	(項目)年間提供食数(食)							
事業実績(C)	15, 587, 660	15, 284, 171	15, 590, 963	15, 296, 779	15, 232, 322	15, 125, 696			
	1 食当たりのコスト(単位:円)								
  単位あたりコスト	385	390	329	334	319	308			
(A/C)									
市民一人あたりの 市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位:円)	3, 883	3, 855	3, 307	3, 294	3, 135	3, 011			

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	実施方法 重営・全部委託・一部 気託・その他など)	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託
	事務職	4. 5人					
職	技術職	2. 0人	2.0人	2.0人	2.0人	2.0人	2. 0人
種等	労務職	509.0人	505.0人	421.0人	421.0人	396.0人	369.0人
内訳	任期付短時間勤務職員	0.0人	0.0人	0.0人	17.0人	28. 0人	49.0人
$\widehat{}$	嘱託	5.0人	5.0人	5.0人	4. 0人	5.0人	5. 0人
人 数)	アルバイト	138.0人	148.0人	174.0人	159.0人	155.0人	131.0人
	人材派遣	0.0人	0.0人	0.0人	1.0人	0.0人	0.0人
	その他						
	合計(D)	658.5人	664.5人	606.5人	608.5人	590.5人	560.5人

### ≪取組状況≫

これまでの 外部評価委員会 における意見	調理業務については、更なる民間委託の余地があり、自校調理校においても、段階的な委託化 を図るべきであり、その具体的な目標を設定する必要がある。また、直営の場合でも、従事人 員について、臨時職員の活用化などによる人員の弾力化を一層進め、行政経費を効率化すべき である。なお、共同調理場の委託契約については、5年毎に契約の見直しを行い、引き続き適 正な業者選定を行っていただきたい。
取組の方向性 (目標)	自校調理校については、当面の間、退職不補充の方針のもとではあるが、児童数に応じた給食を提供するため、一定数の体制が必要である。そのため、まずは、正規フルタイム勤務職員から臨時・短時間勤務職員へと見直しを図り、人件費の削減を図っていく。 共同調理場については、引き続き5年ごとに契約を見直し、適正な業者選定を行う。
これまでの 再構築・民営化等の 取組み及び成果	共同調理場の調理業務は、既に平成14年度より民間委託を行っているところである。 自校調理校では、調理士が調理だけではなく、広く児童への配膳や食指導等を行うこともあ り、行政経営方針に基づき、平成18年度より一定の規模以上の学校について、再任用職員や臨 時職員等の活用を図り、行政経費の効率化を進めてきた。 近年では、平成22年度に配置基準の大幅な見直しを行ったほか、平成24年度・25年度には、 中・大規模校の一部で、正規職員の配置を任期付短時間勤務職員の配置に変える見直しも行っ た。(以下、それぞれの見直しにおける年度ごとの正規職員減少数) ◆配置基準の見直し ≪H22:△84≫ ◆中・大規模校の一部で、正規から任期付短時間勤務職員へ見直し ≪H225 H25:△27≫
他都市の状況 (政令市との比較)	◆共同調理場で直営の政令市 ⇒さいたま ◆ " 一部委託の政令市⇒仙台、新潟、相模原、静岡、浜松、広島、熊本 ◆ " 全て委託の政令市⇒神戸、岡山 ◆自校調理校で直営の政令市 ⇒仙台、新潟、静岡、名古屋、京都、神戸、広島、熊本 ◆ " 一部委託の政令市⇒札幌、さいたま、千葉、川崎、横浜、相模原、浜松、 大阪、岡山、北九州 ◆ " 全て委託の政令市⇒堺

### ≪課題認識≫

	民間委託化については、該当校の保護者等の理解を得る必要があるとともに、共同調理場の対象校拡大による民間委託化については、配膳室等整備費や配送経費、調理委託経費なども必要
課題認識	となる。 さらなる非正規職員化については、非正規職員の確保が難しいこと、給食の質の低下を招きか ねないことなどの課題があるため、正規職員と非正規職員の役割分担を整理する必要がある。
	ただ、今後も効率化に向けた見直しを進めていく方策として、更なる定数外職員の活用や民間 活力の活用により、コスト削減を図っていく必要がある。

内	27年度における 達成見込み	○ 達成       ● おおむね
部評価	X/2 /-> =\/ / /##	学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであり、また、生きた教材として活用することにより、食育の推進を図っている。 共同調理場の民間委託については、5年毎に契約の見直しを行っており、適正な業者選定をしていると認識している。また、自校調理方式の学校については、実際に配置基準の見直しや任期付短時間勤務職員を活用する等、執行体制を見直す中で、全体のコスト削減を図っている。

	取組への評価	<ul><li>○ 積極的な O おおむね ● やや O 不十分</li></ul>
外部評価	評価理由	学校調理業務については、自校調理校における退職者不補充の方針のもとでの非正規職員等の活用等による人件費削減によって、単位あたりコストの低下に努め、また、食育の推進という目的の成果についても調査をしている点は評価できる。ただし、前回の外部評価で指摘した段階的な委託の具体的な目標については依然として設定されているわけではなく、少子化で全体として子供が減る中で地域ごとの増減を予想して、共同調理場の最適規模・最適配置を考慮しながら、更なる効率化を図っていくことが求められる。具体的には、これまでの共同調理場の民間委託化について、①コストがどれだけ削減されたか、②利用者の満足度がどうか、③その他(事故、クレーム等の発生件数等)の点についての評価を適正に行った上で、共同調理場の最適規模・最適配置を考慮しながら、自校調理校についても民間委託化の検討を進めるべきである。

事務事業名	学校管理業務				
所 属 名	教育委員会事務局総務部教職員課	評価責任者	教職員課長	井谷	誠司

### ≪基本事項≫

目 的	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に管理員を配置することにより、児童生徒 が安全で安心して学習、生活することができる教育環境を常に確保することを目的とする。
行財政改革2015 の項目	1. 経営資源の有効活用 ①業務プロセスの再構築
根拠法令等	学校教育法第37条、第60条 学校教育法施行規則第65条
対 象 者	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒 約12万6千人
事業内容	○校地や校舎の環境整備・美化・安全管理(清掃、樹木剪定、花壇管理、池や水槽の管理、補修を要する箇所の発見等) ○施設等の簡易な営繕業務(机・椅子等の備品の補修、窓ガラスの応急補修、電気・ガス・水道、トイレ等の応急補修、フェンス・門扉・壁面等の補修・ペンキ塗り等) ○校内・校地周辺の巡回防犯パトロール ○本庁等との連絡業務 ○校門、校舎、教室等の開閉業務 ○火気等の取り締まり など
事業開始年度	昭和22年

			20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	人	、件費	5, 190, 533	5, 001, 755	4, 661, 135	4, 652, 576	4, 404, 995	4, 225, 039
	物	7件費	47, 080	78, 928	42, 751	42, 818	18, 634	23, 435
	_	アルバ・什・ 人材派遣	47, 080	78, 928	42, 751	42, 818	18, 634	23, 435
コス	内訳)	委託料						
١		その他物件費						
	洞	<b>述価償却費</b>						
	公	<b>冷</b> 債利子						
		合計(A)	5, 237, 613	5, 080, 683	4, 703, 886	4, 695, 394	4, 423, 629	4, 248, 474
	国	県支出金						
収	使	<b>見用料手数料</b>						
	퇐	<b>才產収入</b>						
入	其	<b>L他収入</b>						
		合計	0	0	0	0	0	0
(差	引	)一般財源(B)	5, 237, 613	5, 080, 683	4, 703, 886	4, 695, 394	4, 423, 629	4, 248, 474
	Ü	英事人員(D)	569.0人	571.0人	503.0人	506.0人	472.0人	458. 0人

#### ≪事業実績等≫

			項目(単位)	【数値目標】			
	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度見込み	
	(項目) 学校園敷地・校舎等管理面積 (㎡)						
事業実績(C)	4, 351, 180	4, 314, 662	4, 223, 002	4, 218, 001	4, 218, 001	4, 218, 001	
	(項目)児童生	徒数(人)					
	126, 320	126, 465	126, 006	125, 726	125, 346	125, 852	
	学校敷地・校舎等1㎡当たりの管理コスト(単位:円)						
単位あたりコスト	1, 204	1, 178	1, 114	1, 113	1, 049	1, 007	
(A/C)	児童・生徒一人当たりの管理コスト(単位:円)						
	41, 463	40, 175	37, 331	37, 346	35, 291	33, 758	
市民一人あたりの 市税等の充当額 (B/人口*1,000) (単位:円)	3, 409	3, 297	3, 046	3, 040	2, 869	2, 758	

		20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度予算
	実施方法 重営・全部委託・一部 話・その他など)	直営	直営	直営	直営	直営	直営
	事務職						
職	技術職						
種等	労務職	503人	485人	458人	457人	429人	408人
内訳	任期付短時間勤務職員						
	嘱託	42人	42人	22人	24人	31人	40人
数	アルバイト	24人	44人	23人	25人	12人	10人
	人材派遣						
	その他						
	合計(D)	569.0人	571.0人	503.0人	506.0人	472.0人	458.0人

### ≪取組状況≫

これまでの 外部評価委員会 における意見	危機管理に対応するという側面はあるものの、行政の責任としてすべてを直営で行う必然性は極めて低いと思われ、民間委託が可能な業務を早急に検討し、順次民間委託化を進めていくべきである。また、直営の場合の人員配置についても、1名配置を原則とする都市もあることから、1名体制への移行など執行体制の効率化を早急に検討するとともに、嘱託職員や臨時職員の活用など弾力化を一層進め、事業の効率化を図るべきである。なお、現時点の管理員が高齢化していることに鑑み、将来的に補充の必要な人員や民間委託化に係る中長期的な計画を策定する必要がある。
取組の方向性 (目標)	学校園管理業務は、学校園という特殊性から行政の職員が直接実施せざるを得ない部分があると考えている。そのうえで、当面の間、採用を見合わせるとの方針のもと、業務内容の見直しや共同作業による効率化を図りながら、管理員の配置基準を見直すことで、人件費の削減を図っていく。
これまでの 再構築・民営化等の 取組み及び成果	◆中学校の単数配置化により人員削減を実施 ≪H21:△10人 H22:△27人≫ ◆業務内容を見直し、共同作業を活用することで人員削減を実施(単数配置化) ≪H24:△28人 H25:△21人≫
他都市の状況 (政令市との比較)	◆1名配置を原則としている都市⇒新潟、千葉、静岡、浜松、相模原、京都、大阪、堺、広島、北九州、福岡、熊本 ◆学校規模等に応じて複数配置をしている都市⇒札幌、仙台、さいたま、川崎、横浜、神戸 ◆複数配置だが、1名を非正規化を進めている都市⇒仙台、川崎、横浜、名古屋 ◆業務ごとに委託化を進めている都市⇒さいたま、浜松、堺

## ≪課題認識≫

課題認識	学校管理業務は、少人数職場の一方で、業務が多岐に渡っており、学校施設の老朽化も進んでいる。また、労働災害につながりやすい業務も多い。加えて教職員の多忙化が全国的に指摘されており、見直しの方法によっては教職員の多忙化に拍車がかかる恐れもある。それらを踏まえ、安全・安心な学習環境の維持・向上のため、管理員の即応性・柔軟性を維持しつつ、業務の均質化を図るとともに、より効率的な運営体制を構築する必要がある。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	27年度における 達成見込み	○ 達成       ○ 達成までは ○ その他(方針変更等)         ○ 達成       ○ 大の他(方針変更等)
内部評価	総合評価	多くの児童生徒が学ぶ学校現場では施設事故を防ぐため、常に施設・設備を安全・良好な状態に保つ必要があり、施設全般の日々の点検、床の傷みなどの危険個所の発見・補修など、幅広くかつ細かな管理が必要である。また、破損した窓ガラスの応急処置や水道・トイレの応急補修など、迅速な対応を迫られることも多いことから、業務の重要度や必要度は高いものと認識している。一方、業務の有効性からは、求められる業務内容が多岐にわたっていることもあり、効果測定が難しい部分があるが、子供たちや来校する保護者等の視点も踏まえ、より快適な学習環境の提供に努めていく必要があると認識している。また、効率性の面については、これまでから体制の見直しを進めてきており、現在、中学校と一部の小学校においては単数配置とするなど、効率化にも取り組んできているが、他都市においても、効率化をより一層進めている状況であり、本市としても引き続き効率的な業務執行に努めていきたい。

	取組への評価	<ul><li>○ 積極的な O おおむね ● やや O 不十分</li></ul>
外部評価	評価理由	学校園ごとに複数の管理員を配置するのではなく、近隣の学校で一定の班を編成し、共同作業化を進める等の工夫により人員削減を行い、人件費の削減を図っていることは評価できる。配置基準を超えて管理員が配置されている学校については、基準を遵守すべきではないかと思われた。また、今後の体制について具体的な計画が策定されているわけではなく、どこまで効率的な執行体制にすることができるのか、具体的な目標をもって、業務内容の見直しを進めていくことが必要である。 当事業は、補完性の観点から公の役割は認められるが、すべての業務を直営で行う必要はなく、近隣の学校のグループ単位等で段階的に民間委託を進めることができないか等、課題を洗い出して具体的なシミュレーションを行い、民間委託の可能性を検討すべきである。また、民間委託化を進める以前の段階においては、多様な雇用形態の活用による執行体制の見直しをするとともに、部分的な業務の委託化を進めるべきである。現状で課題となっている時間外勤務の解消については、勤務時間の割り振りを考慮することによって削減可能だと考えられるので、検討されたい。